

平成30年 第86回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第5日）

平成30年9月19日（水曜日）

議事日程（第5号）

平成30年9月19日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番 廣 納 良 幸	7番 松 山 陽 子
2番 三 谷 克 巳	8番 藤 森 正 晴
3番 澤 田 俊 一	9番 藤 原 裕 和
4番 小 寺 俊 輔	10番 栗 原 廣 哉
5番 吉 岡 嘉 宏	11番 藤 原 日 順
6番 小 島 義 次	12番 安 部 重 助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂 田 英 之 主事 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

町長 山 名 宗 悟	地域振興課参事兼施設連携まちづくり事業特命参事
副町長 前 田 義 人 小 林 英 和
教育長 入 江 多喜夫	地域振興課参事兼農林業特命参事
町参事 石 堂 浩 一 多 田 守
総務課長 日 和 哲 朗	建設課長 真 弓 俊 英
総務課参事兼財政特命参事	地籍課長 児 島 則 行
..... 児 島 修 二	上下水道課長 中 島 康 之
情報センター所長 藤 原 秀 洋	健康福祉課長 桐 月 俊 彦
税務課長兼滞納整理特命参事	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事

..... 和田 正 治 保 西 瞳
住民生活課長	高 木 浩 会計管理者兼会計課長
住民生活課参事兼防災特命参事 山 本 哲 也
..... 田 中 晋 平	病院事務長
ひと・まち・みらい課長	藤 原 秀 明
..... 藤 原 登志幸 藤 原 広 行
地域振興課長	教育課長兼センター所長
..... 山 下 和 久 藤 原 美 樹

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、第 86 回神河町議会定例会第 5 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

早速日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（安部 重助君） 日程第 1、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第 91 条及び 91 条の 2 の規定により、質問は一要旨一問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。議員 1 人につき、質問・答弁合わせて 60 分以内となっています。終了 10 分前と 5 分前にはブザーを鳴らし、60 分を過ぎると質問中、答弁中にかかわらず、議場内ブザーによりお知らせし、議長により発言をとめます。

会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式でこれを行うと議会基本条例第 12 条第 1 項において定めています。同条第 2 項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は議長の許可を得て議員の質問に対し反問することができるのと議員に反問できることを認めています。

また、同条第 3 項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。いずれも会議の活性化を図るためのもので、念のためここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、3 番、澤田俊一議員を指名します。

澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。皆さん、おはようございます。

それでは、事前に通告しております大きくは 2 点について、きょうは住民の皆さんか

ら見た安心・安全のまちづくりとはどういうことなのかということについて、大きく2点、1点目は、地域包括ケアシステムの生活支援協議体のあり方について、2点目は、太陽光発電の建設と住民の不安、その解消についてということで、大きく2点について質問したいと思います。

まず1点目であります。地域包括ケアシステムのあり方についてということで、団塊の世代が75歳以上となられる2025年、平成でいいますと37年を見据えて、地域包括ケアシステムが段階的に構築されております。

神河町においてもその取り組みを進化させるために、本年3月に、向こう3年間を計画期間とします神河町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画が策定されました。この計画の第4章の施策の展開の部分の冒頭において、この計画の理念として、神河町では制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく地域共生社会の実現を目指し、専門職だけでなく地域住民と一緒に考える仕組みづくりに取り組みますと明記され、仕組みづくりとともに、それを動かす人づくりが重要であり、地域住民に対する普及啓発に取り組むとされています。

その一環として、地域における支え合いの体制づくりとして、町社会福祉協議会とともに、集落での話し合いの場づくりである生活支援協議体の設置に取り組んでおられますが、その設置が、私が思うところ、思うように進んでいないと思います。このままでは地域への定着が見込めないのではないかと考えます。

そこで1点目の質問をいたします。生活支援協議体は、設置しただけでは機能しません。組織を動かすためにやはり仕掛けが必要ですし、その取り組みを発展させる人材、町職員はもちろんですが、住民リーダーも必要と考えますが、町の取り組みの現状と課題、改善方策を聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、1点目の御質問にお答えしたいと思います。

神河町では、平成26年の介護保険法改正を受けて、平成28年から平成29年にかけて、各区長様に生活支援協議体の設立についてをお願いをさせていただきました。平成28年度には、高齢化率や高齢独居、高齢者世帯の比率が高い長谷地区、越知谷地区、大山地区を、平成29年度にはそれ以外の寺前地区、小田原地区、栗賀地区を対象に、各区長様に説明をさせていただきました。その結果、40集落中、12集落で協議体が立ち上がり、集落内での現状把握や課題の掘り起こしなどを行い、具体的な対応策等についても検討をしていただいているところでございます。

また、地域福祉に精通をされている社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを委託し、各協議体での話し合いの場に参加し、コーディネーターの役割を担っていただいております。

各協議体の構成メンバーについては、それぞれの集落の特性に応じて人選をいただいているところでありまして、例として、地元出身者で現在、町外に在住の方がメンバーとして加わっておられたり、ボランティア活動のリーダーや子育て世代のリーダーが参画されておられたりするなど、各協議体のメンバー構成も特色がある状況となっています。ぜひ議員各位や役場職員も地域住民の一人として積極的に参画していただくことを期待しております。

協議体の設置率は、まだ30%の状況ですので、引き続き協議体の必要性について丁寧に説明を行っていきたいと考えております。

詳細につきましては、この後、健康福祉課長から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、澤田議員の御質問について詳細説明をいたします。

先ほどの町長答弁にもありましたように、平成28年度から各区長様にお願いをさせていただき、協議体の設立について御尽力をいただいているところでございます。

この協議体は、高齢者や障害者など生活弱者に対する問題を初めとした地域課題の掘り起こし、その解決方法、またまちづくりを含めた地域の活性化対策などを住民が主体となって話し合っただき協議の場です。6月定例議会以降、新たに2つの集落で協議体を立ち上げていただき、現在12の協議体が立ち上がりました。具体的には、越知区、中村区、栗賀町区、杉区、大山区、猪篠区、高朝田区、大川原区、本村区、赤田区、為信区、栗区の12の集落であります。まだ町内で30%しか設立できていませんが、地域での共助の場、地域コミュニティの場として期待をしているところであります。

各協議体での取り組みの状況の例としましては、越知区では、越知区出身で農業や特産品開発のノウハウをお持ちの方が、協議体のメンバーに加わっていただき、地域の特産品開発を通して、高齢者の働き場や生きがいづくりについて取り組みをされております。

栗賀町区では、ミニデイボランティアの不足などが問題化しており、ボランティア人材の確保について、まず取り組みをされることとなっております。

大山区では、ひとり暮らし高齢者の方が突然倒れられ、救急車で搬送されたときに、この方の病気等の情報を地域の方が誰も知らなかったということがあったことから、大山版の命のカプセルについて検討をされております。

本村区では、住民アンケート調査を独自で行われ、今困っていることは何か、今後困るであろうことは何かなどを調査され、アンケート結果により問題提起と解決に向けた取り組みを展開されているところであります。

また、30年3月には、長谷ブロックでの取り組み状況等について、それぞれ集落の取り組み状況等が話し合われました。

一方、現在70%の集落で協議体が立ち上がっていない状況です。マンパワーが足りない、将来像が見えないなどにより、協議体設立につながっていない集落もあります。

さらに、一つの集落で協議体設立が困難な集落については複数集落で、またブロック協議体を先に設立して、その中に参加していただくなど、弾力的な展開も検討する必要があると考えております。まずは、既に取り組みをされている地区の状況を発表していただく、町全体の研修会を一度実施したいと考えております。

いずれにしても、協議体が活性化するためには、積極的に取り組んでいただけるリーダー、人材が重要であります。各村の役職にこだわらず幅広いメンバー選考をお願いしております。また、協議体設立イコール問題解決の実行部隊と考えてしまうと、設立やメンバーとしての参画に対して二の足を踏まれることもあると思われますので、地域の問題や課題を出し合う場として考えていただければと思っております。

現在、2カ月に1回ではありますが、社会福祉協議会に委託しております生活支援コーディネーターと健康福祉課、ひと・まち・みらい課の三者により、各協議体での取り組み状況や地域課題についての情報交換も行っております。引き続き情報共有を図りながら、これからの展望を見出していきたいというふうに考えております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 答弁いただきました。その中で、協議体の設置が、ことしの3月末では10集落であったものが、2集落ふえて12集落ということで、そうしますと集落支援員が決定しておる集落が7集落、残りが区長さんに説明が終わっている、面談が終わっている集落というふうに理解をしたいんですけども、先ほど説明がありましたそれぞれの集落ですばらしい取り組みをされている、そういうことが、私が問題にしたいのは、その設置が進まない集落への対応なんですね、を問いたいんです。

改善策をということでお尋ねをしたんですが、2カ月に1回、社協、健康福祉課、ひと・まち・みらい課、三者で今の現状把握等をされておるようですが、その設置されていない集落への改善策というんですか、そういったことはどのようなお話をされているのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。28年度、29年度ということで、各区長さんをお願いをさせていただきました。お願いをさせていただいたときに、いついつまでに協議体を設立してくださいということは申し上げておりません。というのが、各集落で、よし、やろうという機運が出てくるときで結構ですということも話をさせていただいております。また、区長さんだけをお願いをさせていただいたんですけども、各集落のほうで、それぞれの各集落の団体長会議等もあります。その場にぜひ来ていただいて説明をしてほしいというところにつきましては、健康福祉課と社会福祉協議会のほうが出向きまして、みんなの前でこの協議体の必要性についても説

明をさせていただいております。

28、29と説明をさせていただいていますので、まだ協議体が設立されていない地域につきましては、今後少し時間を置いた後お話をさせていただいたんですけども、その後どうなってますかというところも、また区長さん方にお話をさせていただきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 今、期限は切らずにということで、それはそれでいいと思うんですけども、その機運が高まったときにやってもらったらということなんですが、なかなか区長さんもお忙しいと思います。そして地域支援員ということで位置づけられた方も、結局はどうやって進めたらいいのかわからないというのが実態じゃないかなと思うんです。

ある集落の方と話をしていると、そうやって説明を聞いたけども、なかなかそういう、どうやって進めたらいいのかわからないというお話を聞いています。中には、長年の経験で、まずは集落内で人を集めて情報の共有から始められた集落もあると聞いています。

私自身は、この機運を高めることは町の責任ではないかなと思うんです。区長さんをお願いして、お願いしました、地域支援員さんを決めていただきました、機運が高まるように一応説明は済みましたんで、あとは集落内でよく話をさせていただいて立ち上げてください。それは、その方向ではいいのかもしれませんが、私自身はやはり町全体として安心・安全なまちづくりをしていくため、みんなが住みなれた地域で最後まで暮らしていける地域をつくる、それがこのシステムの大きな目的だと思いますので、やはりほかの地域での成功事例ですね、せっかくケーブルテレビもあるんですから、ケーブルテレビですとか、中には、今聞いていますと、もう実際いろんな実践をされている集落もあるようです。そういう集落についてマスコミに取り上げていただくとか、それと町全体の研修会を開いていくという、そういうことが言われていますけれども、具体的にやはり進めなければならないことですので、停滞している地域の方への啓発ということも考え、また町全体の安心・安全なまちづくりをやっているという、そういう機運を高めるためにも、ぜひともケーブルテレビですとかマスコミ、また研修会等を活用して意識を高めていただくような方策をとっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） ありがとうございます。健康福祉課、桐月でございます。先ほど澤田議員さんから言われたとおり、実際に何をしたらいいのかというところも見えてこないところもあります。先ほど言いましたとおり、長谷ブロックのほうはブロックのほうで発表されたというところがあります。

ですから、一度町全体で各区長さん、それから地域支援員が今18、支援員さんの名前のほうを出していただいています。その地域支援員さん、また区長さん以外であと1名程度各村のほうから出てきていただいて、今現在取り組んでおられる状況、内容等に

ついて発表していただく、それによって、あっ、こういうことやったら私らの村でもいけるん違うか、できるん違うかというようなことになればありがたいなというふうに思っていますので、ぜひ開催をしたいと思います。

また、一度説明はさせていただきましたが、何度でも私らのほうは足を運ばせていただいて、いろんな他の集落での取り組み状況、また他市町の取り組み状況についてもわかる範囲で具体的に説明をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 今、そういうケーブルテレビの活用等についても考えたということ、研修会をやりたいという1回目の答弁にもあったんですが、これはいつごろ開催されますか。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。何とか30年度内に実施をしたいというふうに思っています。何月というところまでまだ具体的に決まっていませんが、せっかく昨年3月に長谷ブロックで発表会があったということがありますので、本年度中に全集落、全町を対象にしていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 私が質問をした中で、組織を動かすため、その前につくるための仕掛けも私は必要ではなかったかなと思うんです。こういう形、町民の皆さんの機運を高めること、そして具体的にこういうことをきっかけにやっていくと、こういう集落の安心・安全について考えることができるんだという、そういう何かツールが必要でなかったかなと思うんです。

次の質問とも関連するんですが、長野県では早くから県の取り組みとして、地域の支え合いマップというものをつくられています。まさにこの今取り組んでいる、みんなで助け合う地域をつくっていく、そういうマップづくりを通じて、県下の本当に7割、8割の市町村に浸透している、そういう取り組みをされているんですね。関連しますので、2点目の質問をさせていただいて、その後もう少し議論を深めたいと思います。

それでは、2点目の質問をいたします。生活支援協議体や介護や福祉の領域にとどまらず、安心・安全全般の課題にも対応して、自主防災組織との連携を行うことによって、近助の精神、近くで助け合う精神を醸成し、向こう三軒両隣で助け合う仕組みに育てること、この組織をそういう仕組みに育てることが、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりにつながって、ずっと住み続けたい町、神河町になるのではないかと考えますが、町長の思いを問います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2つ目の御質問にお答えさせていただきます。

私も澤田議員の御意見について同感でございます。生活支援協議体の設立については、介護保険法改正をきっかけとして設立をお願いしているわけですが、せっかくこのような話し合いの場ができるのであれば、介護予防、高齢者対策のみならず、地域の安全・安心につながる取り組みや、希薄化しつつある地域コミュニティの再構築、また、地域の活性化、町おこしの場として活用していただくのがベストと考えております。

さらに、澤田議員御提案の近助の精神、三軒両隣助け合う仕組みにつきましては、日ごろの見守りや、災害時については、ふだんから顔が見える近所の人々が協力者になることから、災害時要支援者の支援体制にも生かされていると考えており、自主防災組織との連携は必要不可欠と考えております。

また、5月から実施しました集落別町長懇談会において小規模集落からは、区役員の選出や区運営について、人口減により大変難しくなっているとの声もいただいたところであります。隣近所で助け合う仕組みは言うまでもなく、区単体での維持運営が難しくなっているのが現実とのことですので、そのことも含めて隣接区同士、または旧小学校区や消防ブロックなどを基本としたブロックとしての生活支援協議体も視野に入れ、地域課題の解決に向けた取り組み推進が必要と考えています。スケールメリットによる解消が可能な部分もあると考えておりますので、まずは各区・地域が抱える課題を集約していくことが、誰もが安心して暮らせる地域づくりにつながっていくものと確信しております。

以上、議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） ありがとうございます。私がかねてからずっと言っています近助、近くで助ける精神という、この言葉は、西日本の豪雨災害、また北海道の先日の地震の際にもテレビに出られております、防災システム研究所の山村所長さんがその著書の中で書かれている話なんですね。昔から、歴史的に言いますと、江戸時代には五人組というような制度があったりとか、そういうものが実は行政によって悪用された時期といますか、戦時中、戦争を迎える時期等については、そういったものを悪用していく、そういう時代もありましたけれども、やはり私自身はもう一回、隣近所で助け合う、そういう町をつくっていくというのが本当の助け合いの町ではないかなと、安心・安全な町ではないかなと思うんです。

福本区の自主防災組織自体も、2年ほど前に実は組織を変えました。区全体での組織をつくっておったものを、顔が見える範囲、隣保単位の組織につくりかえました。区の協議委員さんは、区の公民館のほうで自主防災の本部として待機をされるわけですが、各組長さんにつきましては、各隣保内の状況を把握していただいて、その災害、またその対応をしていただく、避難等の対応をしていただくというふうな組織に変えていきました。なぜかという、以前に福本区にもたくさん雨が降ったときに、区内全域でいろんな水の害が出たわけですね。区全体としてはなかなかもう対応できなかったという反

省を踏まえて、顔が見える隣保単位に組織を変えようということで、変えてきました。

それは、やはりこの近助の精神という、そういう考え方もありましたし、私自身がそのときに参考にしたのは、平成26年に長野県で起きた長野地震ですね。長野県北部の地震、震度6、白馬村でも震度5強の地震が起きたんですが、そのときにマスコミは白馬村の奇跡ということで、ある状況を伝えました。何が起こったかという、平成26年11月22日の夜10時8分に白馬村で震度5強の地震が起きるんですが、その中で、白馬村では27棟が全壊するんですけども、そのうちの堀之内地区では26人が倒壊した民家の下敷きになるんですけども、近隣の住民の手助けによって全員が救出されて、一人の犠牲者も出さなかった。長野県下でも出さなかった。これはなぜかという、長野県が本当に、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に、また平成16年の新潟県の中越地震を教訓にして、平成17年から助け合いのマップづくりを進められたんですね。具体的に言いますと、本当に顔が見える範囲でみんなが集まって、要支援者がどこにおられるか、そういったことを地図の上に落としていきます。よく共助という言葉が使われますが、共助というのは誰がやるのかというのが本当に曖昧です。近助の精神は、誰が誰を助けるのか、そこまで地図の中に書き込んでおられます。その方がおられないときには、その次に誰が助けるのか、そういったことまで地図に書き込んでおられます。そういう取り組みを、災害だけじゃなしに、これを、このマップづくりを福祉の観点でお互いに助け合う、そういう観点でこのマップづくりをやられた。これはマップをつくるのが目的じゃなしに、マップづくりを通じていろんなことを学ばれた。ですから、大きな地震が夜中に起こっても、みんなが助ける必要がある方がわかっておりますので、チェーンソーですとかジャッキを持ってみんなで助けられた。

大きな災害が起こりますと行政は間に合いません。警察も消防もなかなか間に合いません。やはり人命を助けるのは近助なんですよね。こういう精神を福祉全般にも活用した地域づくりをやっていただきたいなと思うんです。現在、その組織がなかなか進んでいないところには、ぜひともこういう一つのきっかけづくりの道具として、こういうマップがありますよということをお知らせいただいて、活用して、この組織づくりに役立てていただきたいなと思うんですか、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。本当に貴重な御意見ありがとうございます。ぜひ今言っていたところの部分について、まだ協議体が立ち上がってなくて、協議体で何を始めたらいいいのかというようなところで、ぜひこういうのもあるんですよということでお示しをさせていただきたいというふうに思います。そのためには、健康福祉課、社会福祉協議会のほうでも、今言っていたことを勉強させていただいて、丁寧に説明ができるようにさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 私がこういう情報を提供して、それを参考にさせていただきたいということなんですけども、実は皆さん方は行政のプロでして、いろんな情報というのは皆さん自身がつかんでいただきたい、そういうふうに思うんですけどね。

この前から、本会議でいろんな議論もしておっても、いや、議員さんに教えていただいたことを参考にとか、そういう御指摘をいただいてとかっておっしゃる答弁がよくあるんですけども、そうやなしに、皆さん方は行政のプロなんですから、住民の生命と財産を守る安心・安全なまちづくりを進めていくプロなんですから、もう少し皆さん方もアンテナを高くしていただいて、新聞、マスコミの情報もよく見ていただいて、みずから、今でしたらインターネットも活用できますので、いろんな情報を集めていただいて、一つの物事を進めるときに、どうやっていったら成功していくだろう、そういうことを事前に考えていただいて、こういうツールで進めていったらどうだろうか、そういうところから始まるのが行政ではないかなと思うんですが、副町長、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。御意見いただきました部分、ごもっともだなと思う部分が大半でありまして、もう少し頑張らなければと思う部分もあります。御提案をいただいた、このお知らせをいただいた長野の事例に関してなんですけれども、本当にありがとうございます。情報としていただきました。一方で、28年のときにスタートしたときに、ちょうど私が担当課、健康福祉課にいたもんですから、ボールを投げ始めたときに担当者の一人として地域を回らせていただいて、流れは桐月課長が説明したとおりであります。

こういった近所の助け合いということは非常に大切である、地域で見守っていくというのが大切であるということと、一方で長らく福祉にかかわっていると、隣の方の責任を隣の人がかかるのかというふうな責任論みたいなものが必ず出てまいります。ここが結構ハードルが高いわけでありまして。こういったところを、ハードルをどう、いかにして下げることができるかとか、一人の人ではなくて全体でというふうな空気感がどのようにしてつくられていくかということが非常に大切だと思いますので、ぜひこれを機会ということではないんですけれども、健康福祉課のほうでもいろいろと手を尽くしていると思うんですが、さらに拍車をかけていきたいと思います。

それと、全般論としてですけれども、町の重要課題であるということに関しては、議員御指摘のとおり、いろいろと工夫をしていく必要があります。その一つとして、私が半年に1度程度ですが、各管理職と面談をいたしておりますので、そのときに進まないことに関しては、研究、調査をするといった部分も含めて今後も指導してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。ありがとうございます。今のいわゆる責任問

題云々の話もありましたけども、この支え合いのマップづくりの原則として、助けられる人の同意を得た上でつくるということがございますので、その辺のところも参考にさせていただきたいなと思います。

それで、災害で長野県は一人の犠牲者も出さなかった。今回の西日本豪雨災害の中でも、愛媛県の津市の三善地区というところで、一人の犠牲者も出さなかったということがございます。これは、ここで私が申し上げたいのは、今からの集落づくりをしていくときに、福祉プラスやはり防災の観点も含めて、一緒に皆さんで助け合う、そういう集落づくり、組づくりをしていっていただきたいなと思うんですが、この地域では本当に前々から水害があって、国のほうからモデル地区の指定を受けて、これもハザードマップだけではなくに、もう一歩行った、タイムラインよりももう一歩進んだマイタイムラインですね。自分自身がどう行動するのかということ、それもまとめられた集落だそう。自分自身がどう行動するのか、自分自身がどこへ避難するのか、その災害の種類によって避難場所も変えていく、そういうことを皆さんで集落内で話し合われて、具体的にどうしようということ、自分自身がいつの段階でどうするかということを取り組まれた事例であります。

神河町についても、いわゆるハザードマップが配布されて、町のほうからは、避難勧告、避難指示も含めた注意喚起の放送もあるんですが、なかなか人は動かないですね。実際、今回の西日本豪雨災害のときにも、岡山の倉敷の地域ですとか、その地域の方がテレビのインタビューに答えられておりました。ハザードマップも見て、ここは水没するという絵が描いてあったけども、まさか自分のところがこんなことになるとは思わなかったと、皆さん、おっしゃっています。で、逃げおくれた方も多数いると。

この津市の三善地区については、区長さんが率先してこういう取り組みをされて、皆さんに避難を促されて、声をかけて、全員が避難されて無事であった。そういうことも含めて、先ほどの福祉、また防災という部分はつながる部分があると思いますので、みんなで助け合う地域づくりを今後ともしていただきたいなと思います。

一応、1点目の質問についてはこれで終わろうと思うんですが、これについて何かございますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。御提案というふうを受けとめさせていただくとちょっと問題あるかもしれませんが、町のほうでも今、福祉を切り口にしておりますけれども、福祉にとどまらず、地域で地域のことを考えていただく。地域でできること、行政でやらなければいけないことなどの役割分担等も考えていく。小さな範囲でできること、小さい範囲では無理ですので広範囲でやらなければいけないこと等々の、課題整理をしていこうというふうな動きを考えておるところでありますので、ぜひ今御発言いただいたような方向に行くのではないかなというふうに思っていますので、今後も積極的に取り進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） ありがとうございます。それでは、積極的にいろいろな情報も取り入れていただいて、皆さん方が安心されるまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に、2点目の質問に移ります。太陽光発電施設の建設と住民の不安や安心・安全への対策についてということで、太陽光発電を初めとします再生可能エネルギーの導入については、必要なことだと認識しております。国も進められております。神河でも、遊休地を使って太陽光の設置もされております。そのことはよしとしまして、しかし、兵庫県の太陽光発電施設等の地域環境と調和に関する条例、これは事業区域面積が5,000平米以上が対象なんですね、や町の土地開発条例に該当する事案以外については、景観や眺望の阻害、太陽光パネルの反射光による生活環境の悪化、土地の形状変更に伴う防災機能の低下、事業終了後の放置など、設置計画の近隣住民への説明不足によりトラブルが問題となっております。実際、町内でもそういうお話を聞きます。

また、7月の西日本豪雨の影響で、姫路市や神戸市において、傾斜地に設置された太陽光パネルの崩落事故が起きました。これを受け、神戸市は出力10キロワット以上、10キロワットアワーいいますと事業用が全て該当ですね、の事業用太陽光パネルを設置する場合は届け出制、また場合によっては許可制というようなことも言っておられますが、維持管理状況の報告を求めるなどの条例を制定するというふうに市長が発表されました。

近隣の朝来市や多可町においても既に条例を制定されています。神河町においても、防災の観点や住民の皆様の不安を解消するために、独自の政策が必要ではないかと考えます。

そこで質問いたします。近隣住民の十分な理解が得られないまま太陽光発電施設の建設が進められる事例が多くあります。行政指導が行えるように、町独自の条例や指導要綱をつくるべきではないでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、澤田議員の御質問にお答えさせていただきます。

兵庫県では、澤田議員の御指摘のトラブルに対応するため、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例を制定し、各条例を引用しながら、特に建築基準法や都市計画法などの規制を受けないものについて、景観との調和や緑地保全、防災上の措置、安全性の確保、廃止後の措置などの施設基準を定め、近隣関係者への説明記録を添付して、届け出を市町経由で県へ提出することとなっています。

その県条例の届け出対象面積は5,000平方メートル以上が対象ですが、澤田議員の御質問の中にもありましたように、近隣の多可町、朝来市を初め、5つの市町が事業区域の面積基準を1,000平方メートルに引き下げて届け出を求めている状況です。

また、福崎町においても、開発事業等調整条例を施行され、1,000平方メートル以

上の太陽光の設置について、開発事業として協議を行うこととされており、各市町独自の条例化の実態もあります。

神河町としましても、県条例や他市町の条例を参考にしながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。現状につきましては、各担当課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 現状説明。

真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。建設課のほうからは、神河町の土地開発等土木工事の適正な執行に関する施行規則について御説明いたします。

施行区域の面積が0.1ヘクタール、いわゆる1,000平方メートルを超え、かつ当該切り土をした土地の部分の高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの。当該盛り土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖となるもの。切り土と盛り土を同時にする場合における盛り土で、当該盛り土をした部分に高さが1メートル以下の崖を生じ、当該切り土の部分の高さが2メートルを超える崖を生じるもの。次に、切り土、盛り土に該当しない工事であって、当該土地の面積が0.3ヘクタール、いわゆる3,000平方メートルを超え、道路、水路等公共用地に隣接するもの。以上を土地開発等土木工事としていることから、太陽光発電施設の予定地が該当する場合は、この開発等工事の許可申請手続をしていただくこととしております。建設課からは、以上でございます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。

私のほうからは、農地での太陽光発電の設置についての状況を報告させていただきます。

農振農用地、圃場整備をしている農地でございますが、太陽光発電の設置はできないことになっております。ただ、例外としまして、営農型発電設備の設置が可能ということになります。営農型発電設備とは、農地に支柱を立てて営農を適切に継続しながら、上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備ということになります。営農型発電設備の設置に伴う一時転用許可の期間は、3年以内ということになっております。一時転用許可については、営農の適切な継続が確保されており、下部の農地での単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しておらず、生産された農作物の品質に著しい劣化が認められない場合には、再度一時転用許可を受けることが可能ということになります。毎年、下部の農地において生産された農作物に係る状況の報告が必要ということでございます。

次に、農地転用の手続でございます。太陽光発電を設置される場合、圃場整備以外の土地でございますが、太陽光発電設備を設置される場合は隣接の農地所有者及び耕作者の同意が必要とされていますが、神河町では、農地だけでなく、宅地を含む隣接土地所有者全ての同意または確認書の提出をお願いをしております。ただ、この農地以外の部分につきましては任意ということになっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。現状ということで、景観の観点から少し御説明をさせていただきます。

兵庫県の定める緑豊かな地域環境の形成に関する条例及び景観の形成等に関する条例では、都市計画法や建築基準法に準拠した考え方があり、太陽光発電施設は、下部を屋内目的に利用しないものは建築物に該当しないものとして、開発行為に該当しないということの解釈がされていることから、単管等を組んで設置をいたします太陽光発電施設は、各条例の規定に該当しないことになっております。

建築物に該当する場合は、国道312号線沿道地域は、道端から1,000メートル以内は広域景観形成基準、高さ12メートルを超えるもの、もしくは建築面積が500平方メートルを超えるものが適用されまして、色彩の調和や意匠を考慮し、建築物から突出感や違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮をすること。地上設置の場合については、植栽による修景などを行い、周辺環境に違和感を与えない配慮をすることとされております。

また、緑条例の中では、地域保全のために地域のルールづくりを行う計画整備地区制度があり、県の認定を受けますと開発・建築行為について県、町への届け出が必要となり、一般地域の基準よりも地域整備計画基準が優先される仕組みになっている現状でございます。

以上、澤田議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。ありがとうございます。それぞれ担当課の現状の説明はお聞きできたんですけども、私が問題にしているのは、住民の皆さんが、やはり太陽光発電施設が隣接地にできると、いろんな不安があると。そして、ましてや今回の姫路市の災害の現場も私、見に行きましたけども、林田の手前ですね、見に行きましたけども、本当にすごい崩落が起こっている。そういう不安を抱えられている中で、町としてどう対応するのかという話を聞いているわけですし、県の条例は5,000平米以上なんです。ですけども、その第16条におきまして、届け出等すべき施設等の事業区域の特例ということで、知事は、地域の特性を踏まえ、太陽光発電施設等と地域環境との調和を特に図る必要があると認める区域において、関係市町長の意見を聞いて、各条文の規定が適用される事業区域の面積の下限を1,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満の範囲内において別に定めることができるということで、そういう条文がありまして、この条文は平成27年7月に施行されたわけなんですけど、交付された29年3月に、県のほうから各市町に照会があったはずなんです。この1,000平米に下限を設定するかどうか、希望が照会があったというふうに聞いております。その対応がどうだったのかというのは別にして、この結果、先ほど町長からも答弁がありました竜野市、三田市、朝来市、多可町、そして今年7月からは小野市も、1,000平方メ

ートル以上に規定された。

先ほど慎重に検討したいということが御答弁がありました。その一つの要因として、一般的には届け出書類等は市町経由で県に提出することになるんですが、県との協議によって下限面積を1,000平方メートル以上と読みかえた5市町村については、この条例に関する事務が県から市町に事務移譲される。書類の審査や指導を行うことが町の責任になる。そういう背景があるので慎重にということであったかもしれませんが、実際神河町内においても多くのトラブルが発生していると思うんですね。

そういう中で、お隣の多可町のほうに少し勉強に行ってきました。議会事務局を通して、向こうの担当の多可町の課長さんにもお出会いして、少し状況を聞いてきました。多可町では、この1,000平米よりも下の部分を超える10キロワット以上の発電全てについて、さらに町独自の条例をつくっておられます。これはどういう背景でできたかということ、ある別荘の分譲地のある1軒のお宅の周りが全て太陽光で囲まれるという、そういう計画が打ち上がったときに、町の議会議員さんがかなり動かれて、町として条例をつくることになった、そういう背景があるんですが、住民の方は規制を望んでおられるんですけども、規制をするものではないという理念でつくっておられます。住民の理解を得た上で、よい施設を、よい状態で管理してもらう。そういう趣旨で、10キロワット以上の発電、事業用全てに適用されている、そういうことがあります。

実際、加東市も独自の条例で10キロワット以上が該当されています。これはやはり住民の安全・安心を守るために市町独自で考えられて、その必要性をもって町独自で取り組まれている事業だと思います。神河町においても多くの住民の方から不安とか、そういったことが寄せられているんじゃないかなと思うんですが、その辺の住民の声というのは、建設課のほう、また住民課のほうには届いていますでしょうか、お願いします。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。ちょっと私の知っているところでは、その不安である具体的な事例というのはちょっとわかりませんので、ある程度どうか、今のところちょっとないような状態だと認識しております。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 実際、福本区の中でもいろいろと問題が起こっています。前に福本遺跡のC地区で大きな開発があった太陽光発電、いまだに業者との間で約束事が守られていません。また、神崎高校の近くにあります遊休土地を、最近よく新聞の折り込みに土地を買いますという業者さんのチラシが入るんですが、その中には太陽光発電のことは一言も書いてないんですけども、土地を取得されると太陽光発電をされる。近隣の住民の方には、一応説明はされますが、これ以上は法的な義務がないので進めさせていただきますと、そういうことがどんどんどんどん進んでいっているという状況が実際に起こっておりますので、何とかその実態もまたお伝えしたいと思いますが、町としてやはりほかの市町もできていることですので、神河町でも独自の条例、また指導要

綱でもいいと思うんですけども、住民の方々の不安を解消するための手だてを考えていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。御発言の、御質問の意図というのは十分に理解をさせていただきました。慎重にというふうに答弁をさせていただいている背景なんですけれども、事務量であるとか責任の所在ということはもちろんありますけれども、それ以上に気になっていますのは、法令と条例の関係と、関係性というところに注意をしたいというふうに思っています。県条例、いわゆる町からしますと上位法令に当たっていく。また、国の法律がどうなっているかというところで、法律論になりますが、上乘せ条例であるとか横出し条例というふうな、市町が権限として発揮できる範囲がどの範囲になるのかといったところも注意しながらやりたいというふうに思っています。

今、御質問の中にありましたとおり、届け出の義務を課すことはできるのかなと思うんですが、ただその届け出の範囲の中でつくらせませんよというふうな強制力を持つことが果たしてできるのかというところ、このあたりが先ほど御紹介いただいた、規制をするためにつくる条例ではないというふうな説明をお受けしたというふうに聞いたんですが、そのあたりも影響しているのかなと思うので、ぜひ研究をさせていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） ぜひお隣近く、30分もあれば行ける多可町の好事例がございますので、担当の課長さん方、勉強していただいて、前向きに取り組んでいただきたいなと思います。

地方自治法の第1条の2、皆さん方もよく御存じの条文の中に、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとするがあります。その福祉という捉え方ですけれども、いろんな見方がありますが、福祉というのは高齢者福祉云々にかかわらず、障害者福祉、いわゆる福祉にこだわらず、安全で安心な環境づくり、町全体の環境づくりだと理解しております。住民の側からいいますと、町がその環境をつくっていただいたことに対する幸福感といいますか、満足度だと思うんですね。それが福祉のまちづくりだと思います。

そういう部分ですね、福祉のまちづくりではなしに、今言いました福祉というキーワードでまちづくりを進めてもらう。福祉のまちづくりから、福祉でまちづくりをされている、そういう地域がたくさんふえてきておりますので、神河町につきましても、住民の皆さんのために積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で澤田俊一議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩をいたします。再開を10時20分といたします。

す。

午前10時00分休憩

午前10時20分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、引き続き一般質問を続けていきます。

次に、6番、小島義次議員を指名します。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島義次でございます。私のほうから大きく3点と申しますか、その項目について質問いたします。

まず初めに、神河町の住民安全対策の充実について質問いたします。

最近の神河町は、健康に対する関心も深まりまして、高齢者に限らず、自分の健康保持の意識が高まってきているように思います。これも健康福祉に対する町行政の努力のおかげであると思っております。

その中で、心臓疾患による突然死は誰が遭遇するかもしれないという時代になってきていますが、その突然死を防ぐための一つの方法として、AEDの即時使用が求められています。心臓発作で突然倒れられた方に、すぐにAEDの使用により一命が取りとめられたという話も聞きます。緊急時にすぐAEDが使えるように各施設にはその設置表示がなされていますが、そのAEDの設置台数は町内では幾ら設置されているでしょうか。公共施設、また、民間施設含めて設置数をお聞きいたします。また、AEDのトレーニングセットもお聞きいたします。健康福祉課長にお願いします。1点ずつ。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、神河町内のAEDを設置しているのは、40カ所でございます。内訳としましては、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育所12カ所全てに設置をされています。また、体育施設を含めた公共施設で9カ所、観光施設で7カ所、福祉施設で4カ所、医療機関で2カ所、民間事業所で6カ所でございます。また、トレーニングセットにつきましては、公立神崎総合病院で5台保有をしております。

なお、健康福祉課、教育委員会では貸し出しができるAEDを持っておりますので、各地区での行事の際に貸し出しもできますので、ぜひお声をかけていただきたいと思います。ただ、緊急時に近くにAEDがない場合もありますので、救急車の要請を第一に行っていただき、心肺蘇生による心臓マッサージと併用でAEDの活用が望ましいと思われまます。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。お願いします。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。万一のときのために、日ごろからその設置場所を把握しておくことは、これは個人的には困難であると思います。その設置場所ですけれども、その近くで倒れられる方ばかりとは限りません。したがって、設置場所がわかるという、すぐ調べることができるように、私も神河町のホームページのトップページを見て、「安心・安全のために」という項目、窓がありましたけれども、そこを探したんですけれども、A E Dを設置してる場所というものが私、見つけることができませんでした。それで、こういうトップページの中にA E Dの窓を設けるか、あるいはわかりやすい場所にA E D設置場所などの窓を設けて、近くの設置場所が事故があった場合スマホ等ですぐ検索できるように対策をお願いしたいと思いますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

町民にとりまして必要な情報については、ホームページ等に掲載をさせていただいております。御質問のこのホームページでのA E Dの情報ということではありますが、ちなみに、スマートフォンで神河町、A E Dと検索しますと、日本全国A E Dマップが表示をされまして、その画面をタップして位置情報を利用するをオーケーしますと最寄りのA E D設置場所が表示されますので、A E D設置情報と既にリンクされているのが実態というふうになっておりますので、御活用いただければというふうに考えます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。6番、小島です。緊急時に役立つことを願っております。

次に、町の防犯対策として防犯カメラが幾つか設置されていますが、最近のニュースでもよく見かけるように、ドライブレコーダーの映像が役立つ時代になってきました。このドライブレコーダーを防犯カメラとして活用できないでしょうかということです。

例えば町の公用車、また、町の主幹道路を定期的に走っているコミュニティバスあるいはごみ収集車などのドライブレコーダーの映像を必要があれば提供していただき、事件解決に役立てることであります。あるいは町内で自営業をされている方や町民の方からドライブレコーダーの映像提供協力者を募って登録していただき、万一のときのための解決に協力していただければ、費用も余りかからず効果的な防災対策ができるのではないのでしょうか。協力のされる車には防犯ドライブレコーダー搭載車などのステッカーあるいはシールを配布するなど、町ぐるみで防犯対策に取り組むことができると思います。また、犯罪を起こそうとしている者に対しても予防効果が大きいものと考えます。これは防犯対策に対する私の提案ですが、町長の見解をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

6月議会一般質問において、町の防犯対策について、自助・共助・公助とそれぞれが

役割を全うすることが犯罪の抑止、減少につながり、平成28年度から防犯カメラについての集落への補助制度を創設をし、防犯カメラ設置の推進を図っていることを説明させていただきましたが、近年、防犯カメラは犯罪抑止、犯罪の早期発見、犯罪解決のための検証材料として必要不可欠なツールとなってきております。小島議員の御提言では、防犯対策ツールに、防犯カメラとともにドライブレコーダーを活用してはというものでありまして、現時点でのドライブレコーダーの装着率は国土交通省によると、タクシーなどの運送事業者が約50%、一般個人の普及率は約15%となっております。ドライブレコーダーは、事故時の記録提示によるスムーズな解決や運転者の安全意識の向上にも役立ち、当町では、現在、特殊車両を除く公用車55台中42台、率にして76%の装着率でございます。今後、買い換え車両を含めて全車両に装着する予定をしております。また、コミュニティバスにつきましては全車装着がなされておりまして、既に警察からの依頼があれば映像の提供もされております。

警察に確認したところ、防犯、交通安全対策を目的としてドライブレコーダー映像を提供していただくことは有効であること、また、防犯ドライブレコーダー搭載車のシールが運転者の身を守ることにもつながるとの回答を得ました。今後は、公用車のドライブレコーダー映像の情報提供について協力するとともに、ドライブレコーダー搭載車シールの装着を検討するなど、抑止力の向上に向け取り組み、住民の方にも広く広報していくことを考えております。また、登録制度につきましては、警察から依頼がありましたら協力していきたいと考えております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ありがとうございました。

私のほうが言っておりますこの登録制度といいますのは、そんな大層なものではなくて、役場から住民の方にステッカーあるいはシールを配布されたときに、その配布した方の住所とか氏名とか、それから登録の番号ですね、ステッカーの番号、そういうものをちょっと記録しておくという程度の内容のものでございますということをつけ加えておきます。またよりよい対策をお願いしたいと思います。

次に、大きな項目2番目ですけれども、公立神崎総合病院の外国人利用についてお尋ねいたします。

近年、都市部の病院では外国人の利用者がふえてると聞きます。神崎総合病院での外国人の方の利用者は昨年度どれほどありましたでしょうか、事務長にお尋ねいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原病院事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。公立神崎総合病院における外国人利用者についてのお尋ねですが、まず、保険証で外国人であるかどうかの確認することができませんので、病院としましては利用者数がわからないという状況でございます。ということで、回答いたしかねるということで御理解いただきたいと思っております。よ

ろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ありがとうございました。なかなかそういうところまで調べるということは大変だと思います。

その中で、国民健康保険、その保険利用者の方についてはおわかりでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。お答えいたします。

先ほどと同様でございますけども、健康保険証から外国人というのがわかりかねるといことで、保険利用者がどのぐらいということがわかりかねるといことでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。

では、次に、住民生活課長にお伺ひします。

本町において、昨年度、外国人への保険証交付は何件ぐらいありましたでしょうか。

また、日本の健康保険証を持っておられる外国の方は町内で何人ほど現在いらっしゃいますか、お尋ねいたします。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。本町におきましては、平成29年度中に外国人に国民健康保険証を交付した件数は、11世帯、16人でございます。国民健康保険以外の健康保険加入者につきましては全てを把握することは不可能でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ありがとうございます。

なぜこのようなことをお聞きするかといいますと、日本の病院では非常によい医療が受けられると海外では評価されています。しかも日本の保険証を手に入れば、非常に安い費用で高額医療も保険適用であれば限度内の費用で安く医療が受けられる、その保険制度を利用して日本の病院で医療を受けている外国人があるとのこと。保険証の入手方法は、扶養家族であったり、留学で入学した場合であったりなど、日本の保険制度を巧みに利用してると聞きます。この本来、保険制度は、保険税を納めた人がお互いに助け合いの精神で利用しているものでありまして、保険税を納めていない外国の人が制度を利用して高額の治療を受けていくようになると、保険制度そのものが赤字になり、成り立たなくなるとの報道もありました。さらに、海外での、出産一時金請求を海外の病院で証明書をもらい、日本の保険で適用されているケースもあると聞きます。正式な証明書ならまだしも、架空の証明書が一部出回っており、証明書の発行元に確認しても電話も通じないという実態もあるということです。

私は、外国の人が日本の保険制度を使って医療を受けることについて否定するもので

はありません。しかし、日本の医療制度、その制度の善意に乗っかって使われることのないようにチェックや審査を確実にしてほしいとの思いであります。神崎総合病院ではこのような例は数少ないと思いますが、今後そのような利用者が発生またはふえる可能性もあります。その対応について見解を病院事務長と住民生活課長にお聞きいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原病院事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、病院では、保険証で外国人ということがわかりませんので、保険証を持ってこられた場合、制度に沿って診察を受けていただくこととなります。小島議員が言われてます制度の善意につけ込んで使われることのないようなチェック、審査につきましては病院ではできないのが現状でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。引き続き回答をさせていただきます。

外国人の国民健康保険加入につきましては、住民票があれば健康保険組合等のその他の保険に加入していない場合は、日本人の国民皆保険制度同様、国民健康保険に加入をしなくてはなりません。また、外国人労働者の場合、全国健康保険協会が運営をする中小企業向けの健康保険に加入する必要があります。それ以外の外国人の場合、残留期間が3カ月を超える場合は国民健康保険に加入する必要があります。

次に、保険税につきましては、日本人と全く同じ扱いとなりまして、所得割、世帯割、均等割ごとに計算され、税額が決定をいたします。ですので、外国人も日本人同様に保険税を納めております。

小島議員御指摘の不正に高額医療を受けているといったケースですけれども、外国人旅行者の場合は国民健康保険に加入できませんが、留学生や技能実習生の場合は国民健康保険に加入できることから、この制度を悪用して留学生と偽って日本に入国して高額医療を受ける外国人が全国的にもふえていることだと認識しておりますが、現時点におきましては、そういった事例は当町ではございません。

また、先日NHKのニュースの中で、日本に住む外国人が海外で出産し、国民健康保険の出産育児一時金を請求したところ、出生証明書の偽造が発覚したこと、東京のある区では、昨年度、国民健康保険で外国人に支払われた出産育児一時金のうち海外での出産が40%を超え、議会でも指摘されているといった内容のニュースが流れていました。厚生労働省でも、国民健康保険の被保険者が海外で出産して一時金を取得した事例について不正受給がなかったか、今後調査を始めるとのことでございます。ちなみに、神河町国民健康保険の出産育児一時金につきましては、過去に一度も外国での出産についての請求の事例はございません。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございました。住民の大切な保険税を有効に使われることを望みます。また、その気持ちを持って、そういうことがないかというような気持ちを心の隅のどっかに持ちながら当たっていただきたいと思います。

最後に、大きな項目3点目になりますが、アグリノベーション神河株式会社についてお尋ねいたします。

ことしの6月にアグリノベーション神河株式会社を立ち上げされていますが、この言葉ですね、アグリノベーションという意味をわかりやすくちょっと説明していただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。アグリノベーションそのものを直訳しますと、農業の改革といったような形でございます。地方創生の中で、統計的に見ますと、神河町の農業所得が非常に低いといったような実態がございましたので、その部分の何とか農家所得を引き上げていきたいといったような思いの中から、こういったアグリノベーションという事業を展開をしていくということで、当初、任意団体として設立をしたものが、このたび30年度から法人格を持ったものとして動きを始めたといったような状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ありがとうございます。

その実態といいますか、アグリノベーション神河株式会社の実態あるいは経営状況について説明をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。それでは、御質問にお答えさせていただきます。

アグリノベーション神河株式会社は、本社を大阪市に置く電気通信事業を主とする関西東邦産業株式会社が母体で、新たに農業分野に進出するために平成30年2月1日付で設立をされております。平成30年4月1日付で神河町と業務統合と継承に関する覚書を締結し、任意団体のアグリノベーション神河の事業を承継しております。事務所につきましては、中村の旧神崎町役場水道課事務所跡で、現在シルバー人材センターの神河支部の事務所と同じ建物にございます。1階が加工施設とカフェ、2階を事務所としており、従業員9名で事業を展開をしております。現在は、これまで任意団体として平成28年度から進めております水稲以外の機能性野菜の栽培、加工を継承することとしながらも、採算性の有無を検証しながら新たな事業にも取り組んでいくことを基本に進めております。

平成30年度の作付状況につきましては、ニンニクについては45アール、ニンジン2種類を46アール、深山ワサビについては17アール、タマネギ、サツマイモで7アール、アスパラガスを3アール、ショウガを20アール、イタリアントマト3アール、

ハウスイチゴを3アールの計144アール、1町4反4畝の作付予定で、無農薬栽培も試みているところでございます。農地につきましては、福本の神崎高校の裏の農地と、粟賀町のウエルシアの南側の農地を利用させていただいております。経営の状況としましては、事業継承しました栽培物の収入となり、プロモーション販売中のニンジンジュースあるいは深山ワサビ、昨年からの栽培をいたしましニンニク、ハウスでのトマトの収穫分が収入となります。4月からはショウガ、トマト、ニンジンの生産も始めておりますが、まだ収穫には至っていないという状況でございます。現時点では親会社からの一時借入金で給与を支払っている状況で、現在の露地栽培だけでは黒字化することがなかなか難しく、今後につきましては、加工分野での6次産業化など、新たな採算性の高い事業展開を検討しているといったような状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ありがとうございます。

この会社に町からの出資金あるいは補助金等はございますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。出資金につきましては全くございません。ただ、これまでの事業として、先ほど申し上げましたような農業改革といったような大きな目的を持った事業展開をしておりますので、国の地方創生推進交付金等を活用しながら、補助金としての支出はこの間行ってきておるところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） わかりました。ありがとうございます。

では、この会社が目指しているところは大体わかりましたけれども、町内の農産物を、農家の協力にもよりますけれども、集中化して管理し、少量多品種の場合であっても流通システムを整えて、それに乗せて農産物の動きをスムーズにするということは可能でしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。御質問にお答えさせていただきます。

アグリイノベーション神河推進事業は、地方創生の命題でございます町内における仕事づくりの一環として進めている事業でございます。地域の農業に影響力を発揮することはもちろんのこと、アグリイノベーション株式会社が企業としていかに利益を確保し、従業員の給料を出していけるかというところに事業の成否がかかっているというふうに考えております。したがって、この企業が少量多品種の農産物流通システムを整えて大きな利益を生み出せる見込みがあるということになれば可能性はあるかもしれませんが、現状ではそのあたりはまだ見えておりませんので、アグリイノベーション神河株式会社が取り組む事業内容としては現状では少し難しいといったような状況でございます。

す。

しかしながら、町内の直売所としては、道の駅「銀の馬車道・神河」、観光案内所、マックスバリュやAコープの地場野菜コーナー、また、元町マルシェといったいろいろな出品可能な直売所があり、出品していただける農家を探されている状況であります。少量多品種栽培に取り組まれる農家に対しては、こうした直売所情報も町として積極的に紹介をしてみたいと考えております。現在、神河町の土地に合った農産物で収益性の上がるもの、また、収益性の高い6次産品を研究しており、その加工のもととなる野菜を各地域の営農団体や農家に担っていただけるように進めてみたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。

次に、今、農産物のことについて出ましたけれども、一例として私が考えていますのは、峰山高原あるいは砥峰高原での高原野菜栽培あるいは時期をずらした栽培というようなものがないものかと考えます。これは、都会から農業をやりたいという方を招きまして、上小田、川上の空き家を提供したり、あるいは永年にわたり高原野菜の生産農家になっていただく、そして神河の農業の生産基盤の一端を築いてもらえれば、人口増、空き家対策の一環にもなります。アグリノベーションともなれば、今までになかったことの実現に向けての取り組みも必要かと思えます。地元の人々による地道な生産活動を続けていくことを支援し、地元農業の力をつけていく取り組み、そして企業誘致のリスクのない地場産の農業が大切ではないかと考えますが、このような構想についていかがでしょうか、町長の見解を伺います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

峰山高原、砥峰高原は、御承知のように900メートル前後の標高があることから、ここで野菜栽培ができれば大きな可能性が広がると思われれます。しかし、実際には、この高原の全域が県立自然公園の特別地域でありまして、とても厳しい規制がありますので、ここで野菜栽培をすることは現実的にはハードルが高い状況となっております。

しかし、議員御指摘のとおり、アグリノベーション神河推進事業は、町内の農業の活性化という大きな目標があります。神河町の地形を生かした栽培等の構想も持ちながら、まずは今お借りしている福本の農地を活用しながら、生産技術の確立など基盤づくりを進めてまいります。また、当然のこととして、法人化したことにより、より採算性を追求していくこととなります。今後は、観光農園事業や6次産業化、新商品の開発、生産など、採算性の高い新たな事業展開を発掘していくこととなりますし、このもとになる農作物については町内の農業団体や農家に生産していただく、あるいは農業団体や農家が生産されたものの販路を発掘してくる、それを使った新商品を開発するといった町内の農業団体や農家とともに町内の農業を活性化していくという使命を持って取り組

んでいくこととなります。事業が軌道に乗り、収益が上がってくれば、都会から農業をやりたいという若者も雇用して、町内の空き家で定住を進めるといったことにもつながっていくことを期待をしているところであります。地域創生で目指している仕事づくりと、移住定住、住まいづくりといった面で今後も積極的に取り組んでまいります。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。この神河町が持続可能なまちであるように、多方面からアプローチをお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） 次に、2番、三谷克巳議員を指名します。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それでは、通告に従いまして、町単独の治山・山林出水対策事業補助金交付制度の見直しについて質問をさせていただきます。

平成27年度に制定されました町単独の治山・山林出水対策補助金交付要綱ですが、ことしの4月に一部改正がされまして危険木の伐採事業にも9分の7以内の割合で補助を受けることができるようになりました。この危険木の伐採事業の補助金制度ですが、30年度の状況ですが、当初予算では4件の予算措置がされておりました。過日の産業建設常任委員会では、区からの要望は18件にも達しているとの報告を受けております。これは個人に所有権がありまして、また、個人に管理義務のある樹木、これは危険木といえども伐採費用に公費を充てることにつきましては議論が分かれるところだと思えます。私自身も悩むところではありますが、少子高齢化が進み、人口が減少していく社会情勢、また、時代の流れの中では一定の妥当性があるのではないかと考えております。

同じようなことが危険空き家の対策についても言えまして、個人に所有権があり、また、個人に管理義務がある家屋が危険な状態になれば、自治体はその対策を講じなければならないというも昨今の状況になっております。ですから私は、今回の補助制度は非常に時宜を得たものであったと考えておりますので、この制度がさらに有効なものになるように制度の内容を見直すべきだと思っておりますので、町長のお考えをお尋ねします。

このことについてこれから議論をするわけですが、その前に共通認識をしておく必要があると思っておりますので、現状の実態、また、見解等について最初にお尋ねをしたいと思います。

例えばですけど、町道の上に私有地から樹木の枝が伸びて安全通行に支障を来す場合はどのような対策を講じておられますか。また、その樹木が台風等で倒れた場合、通行の妨げになってる場合はどのように対応されていますか。これらの場合は、法的にはど

のように取り扱われることになってるのかです。また、そのことに対して町長の見解をまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、三谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、町道に私有地から樹木の枝が伸びて安全通行の支障を来す場合はどのような対応をされているかについてであります。道路法によりますと、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲に通行の支障となるものを置いてはならないと規定されています。もし出ているようであれば、所有者の方に伐採のお願いに行きます。また、その樹木が台風等でこけて通行の妨げになった場合は、状況にもよりますが、台風であれば、片側通行か、通行どめ等の措置をし、風雨が落ちついてから、所有者不在なら区長様の了解を得て緊急、業者での伐採等で対応いたします。

私有地から出ている枝等については、民法第233条に竹木の枝の切除及び根の切り取りについて所有者に切除させることができるとされています。緊急的な措置として伐採等を通行の安全性を確保するために行う行為についても、民法第720条で規制をされています。引き続き状況に応じて判断をしていながら、安全な通行のできるように対応してまいりたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 三谷でございます。冒頭にこのような質問をさせていただいたのはなぜかと申しますと、例えば、法律、特に民法でこのように一応対応は決められておるんですが、ところが、今の町長の答弁でありましたように、今後、状況に応じて判断しながらという言葉がありましたように、今の神河町の状況を見ますと、6月の質問でもしましたように、人口が減っていく、また、高齢化が進む中で、それぞれ自分の所有地の樹木等についても善良な管理ができなくなっている状況が続いて出てきておりますので、そういう分について町としてどのように対応するかということの観点から引き続き今後の質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお尋ねをしたいと思います。

次に、2点目のほうの質問に入りますが、この治山・山林出水対策事業補助金交付要綱の第2条の中で、補助対象になる事業が規定してあるわけでございますが、この中で住宅という定義がございます。これは私は個人の住宅だと解釈しておりますが、この危険木のほうについては、ある程度区の集会施設も含まれておりますが、出水対策についても住宅のみならず区等の集会所、また、コミュニティ施設などの建物も含めるべきだと考えておりますが、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

治山・山林出水対策事業補助金交付要綱第2条で補助対象となる事業が規定してある条文の住宅についてであります。これは山地、裏山被害もしくは浸水被害を受けるもので、区長からの要望があったものについて対応しているところであります。区等の集会施設等につきましても、山地被害、浸水被害等を受けることがありますので、要望があれば対象とする方向で考えています。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） ただいま回答をいただきましたんですが、区の集会施設等という表現の中で具体的な施設関係まではもう一つわからないんですが、これも今回このような質問をしている理由については、やはりこれも昨今の状況を見ますと、山林の管理がなかなかできてないものですから非常に荒廃が進んで、山から流れ出る水ですね、その流れが大きく変わって、水が出るたびに水が出る場所が変わってるという状況がありますので、どこからどう水が出水するかという部分がわかりません。そのことによって、最終的には、建物のみならず、いろんなところの災害等が発生する可能性がありますので、俗に言う、その山下がり水が出てるところで危険と思われているところに対してこのような補助要綱の対象にしていただけないかということです。区長さん等の要望事項の中で協議をされますが、そういう分についても今まで住宅だけということで限定されていたものを、もう少し将来の危険を含めた中での対応を考えていただきたいと思いますが、この辺はどうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 三谷議員さんの言われましたとおり、昨今の豪雨によりまして水道（みずみち）等も変わってきますんで、そのあたり区長様と相談しながら、出水対策も兼ねておりますんで、そういうところで考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 三谷でございます。確かにいろんなことが考えられて、最近では災害の発生仕方、また、気象状況も想定できませんので、一つの要綱の中でまとめて動くというのはなかなか難しいかもしれませんが、やはり現状をよく踏まえる中で、やっぱり要綱を整備しながら幅広い範囲で対応ができるような要綱に直していただきたいと思います。当然地元の区長さんが一番よく地域のことは御存じですので、それらの意見を踏まえる中での対応を今後お願いをしたいなと思います。

続きまして、3点目の質問のほうに移っていきなさいと思います。3点目と4点目につきましては、危険木の伐採事業に限っての質問とさせていただきます。

この事業の対象となっておりますのは、樹木の倒伏によって住宅や、それから集会施設に被害を及ぼす危険木となっておりますが、電気や通信設備ですね、また、公園等にも被害を及ぼす樹木、また、安全通行に支障を来す樹木も危険木として対象にすべきだと

考えてますが、町長の考え方をお尋ねします。またあわせて、安全通行に支障を来す樹木につきましては、伐採だけじゃなくして、枝打ちなどに対する費用も含めて補助すべきだと考えますが、この点についても町長のお考えをお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、三谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

この事業については、人命、財産等に危害を及ぼし、または及ぼすおそれのある箇所での実施を基本に人命優先で実施箇所の決定を行っています。箇所決定に際しましては、保全対象、受益戸数、対象木の状況、数量等の現地調査を初め、森林所有者の伐採及び費用負担の調整の有無など20項目を設定し、優先度の査定を行っています。その中で、道路、電気通信設備等に関しては、本事業の実施に伴い間接的に発生する効果があれば査定の段階で考慮することとしています。したがって、あくまで人命優先で住宅もしくは集会所等を対象としたものでありますので、電線、公園等への被害を及ぼす樹木については対象外とさせていただきます。

なお、優先度の査定等の詳細については、農林業特命参事からお答えさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。

それでは、詳細について説明申し上げます。

まず、各区長さんから要望が上がってきた箇所について現地調査を行い、要望箇所ごとに優先度の査定を行っております。

主な内容については、次のとおりでございます。

1点目は、被災を受ける施設の用途、住宅、また、避難所、集会所等でございます。それから受益者戸数、居住者、後期高齢者のみの方であるとか、高齢者のひとり住まいであるとかいうような状況も考慮していきたいと考えております。2点目についてでございますが、被害を及ぼす森林所有者の項目で、受益者との関係、同一所有者であるかどうかの関係でございます。それから伐採の承諾、費用負担の有無でございます。3点目については、伐採対象立木については、樹木の高さ、枝張り、数量、胸高径、胸の高さの直径でございます。それから樹木の重心、傾きぐあい、方向、損傷ぐあい、保全対象との距離を項目としております。4点目については、その他の公益的效果ではありますが、本事業の実施に伴い間接的に公益的效果が見込まれるかどうかを判断するというものでございます。先ほど町長の説明にあった道路、電気通信設備については、この項目で該当するということになります。

以上の項目についてそれぞれ点数をつけ、優先度の判断をしております。また、査定の内容については要望があった区長様に報告をしております。今回18件の要望がありまして、その中で、3件、岩屋、東柏尾、南小田区で現在実施中でありまして、今年度からの事業であります。この1年間の経過、実績を踏まえながら、来年度以降さらに有効

な事業となるよう効果と課題についてしっかりと検証を行い、事業推進を行ってまいります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 三谷でございます。9分の7の公費を使うという分の中で、これをたくさん実施しますと、大変財政負担が生じると。これは今十分わかってる中で質問をしとるんですが、その中で一つの判断の基準として、やっぱり人命優先という分があります。

1つは、私は、この危険木という解釈の中でちょっとつけ加えてもらいたいと思うのが、確かに木が倒れて、それが家屋等によって木の下敷きになって人命に危害を加えるという場合があるのと、あと、特にこれは山間部で見られるんですが、道路ですね、道路に木が生えていることによって雪が解けるのが遅くなるとか、特に凍結によって交通事故につながる部分がたくさん出てきます。町内各所を見ますとあります。というよりも、去年実施しました峰山のスキー場を上げるためにあれだけの木を切っておりますので、やっぱりああいう現象が峰山高原に上がる町道だけじゃなくして、町内の特に山間部のいろんな箇所に町道レベルでも結構ああいう分になって、冬中、雪が解けない、また、凍結がしてるという状況がありますので、こういう樹木についても一つの危険木としてのみなし方ができないかなと思うんですが、そういう部分でひとつ考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。危険であると、雪が解けないとかいった山林があるといったところについては理解をさせていただくんですが、本件の要綱といいますか、この事業につきましては、あくまで直接的に人命もしくは住居等の財産を守るということでございますので、今のところそれで進めさせていただきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 人命、財産を守るという中で、そこでスリップ事故があって交通事故を起こせば人命にかかわる問題ですので、その解釈からいけば人命、財産を守るという理解はできませんでしょうかね。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 道路であるということで人命救助というのは理解はできるんですが、この事業ということではなしに、例えば道路であれば、県道、国道、町道それぞれの道路管理者等からのそういった指導等も必要ではないかなというふうには考えております。ただ、この危険木については、先ほど申しましたとおり、今のところ、今年度始まった事業でございますので、少し時間をいただきたいなというふうには思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 三谷議員の御質問のまず大きな項目としましては、平成27年からスタートしました人家裏山防災事業という、この課題解決といいますか、そういったことからスタートをし、もともとは出水対策ということで行いました。県単独補助治山事業においては、人家裏山の防災事業として裏山に擁壁を設置をするというそういった事業がありますが、しかしながら、その事業については、総事業費が200万円というのがたしか限度額となっておったと思います。200万円以上のものについて県単独補助治山事業の適用を受けるといえるものであって、それ以外のものについては全く補助メニューがなかったと。しかしながら、近年の集中豪雨であったり、おっしゃるように危険木も含めて、いろんな形で裏山が非常に危険な状態になりつつあるという中で大きな不安を抱えられている、そういうことに対して応えていこうじゃないかということでありました。大きな事業でいいますと、急傾斜地という部分について、現在、神河町内でも本村区であったり、また、ことしは岩屋区においても急傾斜地対策事業ということで、規模的には1億を超えるような、そういった大規模になろうかと思えます。

そういった事業を実施する上においても、これは100%補助事業ということにはなっておらず、地元負担も伴うということでありまして、ただし、1億円の事業費に対する地元負担ということになってきてもかなりの受益者負担になりますので、そのような負担が果たして受益者にできるのかというふうなところから、こういった場所に住もうが、神河町に住んでいただいているそういった安全を担保するために、やはりこれは町としてこの負担をすべきではないかなと。それとあわせて、人家裏山防災についても、200万円未満の小規模なそういった防災事業についてもやっけていこうじゃないかということで、同率の町の補助もさせていただきながら進めてきて、今回さらに危険木という部分も設けさせていただいたということでもあります。

それから、ずっといろいろと考える中で、じゃあ、道路の断面を侵しているこの倒木のおそれがある危険木というふうな御意見でありますので、その部分は、人家裏山防災事業の補助メニューとあわせて、今度は、道路管理者としてどう対応しなければいけないかということも含めて執行部として判断をしていきたいというふうに考えるところでございます。おっしゃるように、冬期の雪解けを早めるためのそういった安全対策ということも実際やっておりますので、そういうところを十分受けとめさせていただいて今後進めてまいりたいというふうに考えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 三谷です。町長、道路管理者、道路管理という部分で中に考えていただくということで答弁をいただいたんですが、一番冒頭に申しましたように、人口が減り、また、高齢化の中で、自分の土地ですね、樹木等を含めて善良に管理かされなくなっている、大概の所有者等が町外におられて連絡もとれないという現状がそれぞれ各地域にあって、区長さん方もやっぱり悩んでおられるのが現状やと思います。そういう部分についての対策は、やはり今のたとえ公費を入れてでも対策をしていかな

ければならないという状況になっておりますので、そういう分の中での対策をお願いをしたいなというふうに思います。

もう1点は、あと、ちょっとこれも細かい質問になって申しわけなかったんですが、多田参事の答弁の中で、受益者との関係ということで、所有者が同一かどうかという分の判断基準があるとありましたので、ちょっとこの分の細かい説明だけお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。優先度の調査につきまして、その中の項目の1つに、受益者と、それから森林所有者の関係がございます。受益者の建物、住居の裏山と、その住居の所有者が同一の所有者であるということにつきましては、査定の中でポイントをつけていくんですが、低いポイントとなるというように査定で設けております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 三谷でございます。確かに今この危険木の話をしていろいろしたんですが、どちらかというと、山林というか、山の木が中心になっておるんですが、やはり山間部の状況を見ますと、家の近くに大きな木があって、それが朽ちてきて危ないなという状況もありますので、やっぱりそういう状況の分についての樹木も当然対象になるというように考えとっていいのかなどうか、それをまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。先ほどの質問でございますが、基本的には対象となります。ただし、それぞれ20項目ぐらいの項目の中で優先度につきましては低くなっていくのかなというふうに判断しております。今回も1件そういったところがあるんですが、優先度は低いといった状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） わかりました。

あともう1点、答弁の中で、電気通信の関係は状況を見ながらというような回答がありました。特に今状況を見てみますと、関西電力の電柱なり、それに添架されたNTTの電話なんかの線の上に樹木の枝が覆い被さって、台風で枝が折れるとすぐ停電するとか、それから電話がかけられなくなるというような状況があります。その分については、確かにこれはそれぞれ電気事業者なり通信事業者等がそういう分の対応もしてくれるんじゃないかと思うんですが、この辺も所有者がはっきりわかってないことによってそれぞれの業者の対応もしにくくなるというような分があるんですが、この先ほどの答弁では、間接的に発生する効果があれば査定の段階で考慮することにしていきますというような答弁でしたので、これの分については、やはり間接的には現実問題として、そのことによって停電とか不通ということが出ますとかなりそれぞれいろんな障害が出てきます

ので、この分についてもやっぱりもう少し積極的な取り組みが必要じゃないかと思うんですが、その辺についての考え方はどうでしょうかね。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。道路、電線等の公共物の保全効果というような項目を設けておまして、その中で、あくまで住居のピンポイントというようなところが目的でございますので、それに住居に付随して電線があるとか公共的な道路がその部分である場合については、危険木を除去するという効果があるということになればポイントが上がってくるというようなことで判断をさせていただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 済みません、効果があればという話なんです、電線とか電話線は切れてから初めてその障害、弊害がわかってくるんでありますので、それを切れないために事前に策をとっておくというのも一つの効果というんですか、そういう分やと思うんですが、その辺の分についてももう少しこの特に電気関係なんかは積極的な取り組みが必要かと思えます。これについても法律的な対応がどうなってるのかわからない部分があるんですが、その辺の面も含めて再度考え方をお尋ねしたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。明らかに樹木が倒れかかってくるということであれば、例えば電線であれば電気事業者の対応になるのかなとは思っております。ただ、倒れてきて、その住宅の横に電柱があったり、まだ時間的にすぐには倒れないというようなところも、その現場現場で判断をさせていただいてるということでございます。少しちょっと抽象的な表現になりましたが、以上でございます。

○議長（安部 重助君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。少し整理をさせていただきますと、三谷議員の御質問の中にあります意味といいますのは、生活を維持していく道路もそうですし、電気通信、そういった施設を生活上のライフラインのような部分を含めて整備をして対象としていく必要があるのではないかなというふうなことを御意見としていただいているように思っています。これに関しまして町のほうで整備をしましたものは、多田特命のほうから御説明をさせていただいたように、人命に直接的にかかわるものに関しまして補助制度を設けていくというふうな観点でつくりました補助制度ですので、少し角度が違うのかなというふうに思っております。今お話の道路の維持管理に関しましては道路管理者ですし、電気通信に関しましてもそれぞれ運営責任者がおります。その人たちの事業者のそれぞれの責任範囲というのが出てくると思っていますので、この部分については少し整理が必要かと思えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） それぞれ今、副町長のほうから答弁がありましたんですが、やっぱり危険木という解釈については、いろんな分でなかなか私と意見がかみ合わない部分があるかと思います。一方では、この制度を拡充することによって非常にお金も要するという部分の中で十分承知はしとるんですが、これ何遍も言いますように、今の現状の中で、そういう善良な管理ができなくなっているという状況が町内のあちこちで発生してますよ、その分に対してやはり町は公費を投じなければならないというような状況になっていますという分が1点あるということです。

それからもう一つは、やはりこの神河町の地域のよさというんですか、個人の分について、たとえ区長さんといえどもなかなか話がしにくい部分があるんです。そういう中で、町がこういう制度をつくりましたよという分になれば、特にふだんからあんまりつき合いのない町外に住んでおられる方等についての、こういう話をする対策を講じてもらうための一つのきっかけになるんじゃないかなと思いますので、そういう分も含めてこの制度の見直しという分を質問してますので、それについてはどのような考え方があるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。三谷議員のお尋ねの意図というのは十分に理解をしてるんですけども、それぞれ財産の管理の部分、そしてまた、道路の管理の部分といったようなところで目的が違ってくるわけですね。それぞれに対してそれぞれの法律がありまして、その中で十分対応ができる仕組みに実はなっているというところなんです。三谷議員のお話をずっと突き詰めて考えていきますと、私有財産制度に対しての弊害とは言いませんけれども、そこでの問題点ということも考えられるというふうに思っています。そのように考えた場合、どこまで制度を拡充するのかということになってきますと、その部分については慎重対応が必要であろうというふうに思っています。

現在、神河町で考えてるのは、あくまで人命を最優先をさせて対策をやっていこうというところで、これまでの制度の中で対応できなかった部分、そこを補填をしてきたところがございます。十分に御質問の意図、趣旨も受けとめさせていただいて、現状の中では、今の制度の中で当面取り組みを進める、その中で改善すべき点があれば、今後、地元区長さんとかいろいろと話をさせていただきながら、改善ができるという部分については前向きには検討はしていきたいというふうに思いますけれども、現状の中で特に大きく不都合があるというようなところについては、私どもとしては受けとめていないというのが現状でございますので、よろしくお尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下地域振興課長。

○地域振興課長（山下 和久君） 地域振興、山下です。皆さんがほとんど回答したとおりなんですけど、おっしゃられることは多分そのとおりだと思います。私自身もいろんなそういう場面に直面しておりまして、木を切ってほしいとかいうことを言われたり、そ

ういう作業もずっと毎週している状況なので、そういう問題が頻繁に発生してるということは現実かなと思います。それで、多田特命参事のほうが申しあげましたように、今とりあえず取り組みが始まったばかりです。その中で、この初めての取り組みをできるだけ現場の状況を見ながら充実させていくということです。

それと、今おっしゃられたように、道の部分はどないなるのかとか民地の部分はどなるのかとか、いろんなケース・バイ・ケースだと思いますが、その問題が発生したときにうちの農林業係のほうに相談が来ると思うんですが、うちで考える部分はそれでいいですが、例えばそれが県道、町道に面したときは、ほかの策が考えられないかなということと一緒に協議しながら進めていくと。それから現状の今できることは精いっぱいやっていこうと。それにプラス、今制度ができたばかりなので、その想定されるいろんなことを研究して前向きに取り組んでいきたいなというふうに思います。おっしゃられるように、関係者も困っておられますし、所有者自身も非常に困っているというのが現状です。それともう一つは、所有者がもう町内にいなくなっていると、また、それから山自体が相続されていないというケースも非常に多く出てきますので、いろんな問題が今現場のほうでは発生しているという、そういう状況を把握いたしております。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 三谷です。確かにいろんなケースが考えられるという分の中で、ましてや総務課長が今言ったように、所有権の関係で非常にその取り扱いが難しいのは十分わかります。しかし、何遍も言いますが、神河町全体の中でそれぞれ地域に住んでおられる方が、安心なり、それから快適に住むという分の中で、やはり現実の対応の中でそれぞれがいろんなそういった工夫の中で対応していかざるを得んやろうと思うんですが、そういう中で今後取り組んでいってもらいたいと思います。

そういうことになりますと、4番目の質問の意味がなくなるかもしれないんですが、実際このような事業を、今の分じゃなくして、今後、先ほど言いましたように、道路の通行に支障を来すというような、凍結のため冬場の支障を来すというような分を考えていきますと非常に広範囲になりますので、今、限度額の100万円ではなかなか作業が進まないというような状況になってきます。想定をする中での答弁というのは難しいかもしれないんですが、現実問題、危険木の伐採となりますと、非常に道路事情が悪かったりして重機の借り上げとか、それから昨今の状況の中で処分費が非常にかかりますので、危険木の伐採をするとしても、この範囲であれば3本とか4本とか、それが一つの限度になってくるんじゃないかなと思いますので、そういう部分の中で有効的な危険木の伐採ができるように、今あります100万円の限度額をさらにふやすという、もう一つの出水のほうの200万円ぐらいまでに限度額を上げるというような考え方があるかどうかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 三谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

危険木の除去については、本来、森林所有者が負担するのが原則であります。その経費の一部を公費で負担する事業でございます。住宅等の裏山での倒木の危険がある立木の伐採をピンポイントで行うことで、人命や家屋等を守り、できるだけ多くの箇所に対応してまいりたいと考えています。したがって、限度額の拡大については現在のところは考えておりません。また、限度額を超えるものについては、森林所有者に負担をしていただきたいというふうに考えております。

なお、限度額を100万円とした根拠について御説明させていただきます。

兵庫みどり公社が使用している歩掛かりですね、単価を決定する根拠です。それを参考に、直径30センチ程度の広葉樹であれば20本、また、直径55センチの広葉樹であれば4本程度処理できる事業費としております。

以上、質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 三谷でございます。この過去3回の議論の中、具体的に私が特にお願いしたいという道路の凍結関係の分についての結論が出ていないので、この100万円が多いか少ないかという分の議論はなかなかしにくいんですが、先ほど町長の答弁でしたら、30センチ程度であれば20本、それから50センチであれば4本ということありますので、確かに民家だけ、個人の家だけに限定した場合についてはこの範囲で何とかいけるんじゃないかなというような気もするんですが、一方では、道路関係とか広い部分をいいますと、なかなかこの100万円の限度額というのは難しいなと思います。

その中で、やはりそれを越えた分については先ほど所有者負担という分がありますが、1つは、特に町外でふだんこちらで生活をしておられない方とすれば、9分の2の負担で済むからそのことに手をつけようかなというような気も出てくると思うんですが、100万円を超えた分については100%自己負担ということになれば、なかなかこの事業というのではその趣旨を理解してもらえないというふうな気もしますので、再度の質問になりますが、限度額については、さらに200万円までふやすという分についての考え方についてお願いをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 三谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

この考え方としては二通りあるというふうに私は考えております。この前の答弁の中でも申し上げたんですが、この事業の趣旨というのは、本来、人家裏山防災ということでもあります。住宅あるいは集会所も含めての考えていくという部分、当然そこには受益者負担が伴うという、そういった事業となっております。それともう一つは、道路管理、あるいは神河町でいえばケーブルテレビの線ですね、そういった管理上の問題で町が事前に防止するために行う事業というか、そういう物の考え方で進めていかなければいけないというふうに思います。町道峰山砥峰線で実施をいたしました凍結防止対策という

か、そういったものについては、これは道路管理者として、より早く雪が解けるために何とか協力いただきたいということとさせていただきますので、当然そこには所有者の負担は生じてこないということとあります。むしろ何とか協力してほしいという、伐採することに理解いただきたいということと進めておりますので、そういった二通りの考え方で進めなければいけないだろうというふうに思っております。

したがって、人家に影響しないような危険な箇所というものについては、特に道路等、町が管理すべきところについては、そのような原則で所有者の負担が伴わないであろうというふうに私は理解をしているところでございます。しかしながら、所有者の管理が余りにもひど過ぎるという場合においては、これはまた逆に幾らか負担をいただかなければというか、所有者負担で伐採していただく、そういうことが出てこようかと思っております。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 道路に限るかもしれませんが、町が管理をするという範囲の中で、道路を町が管理をしなければならぬんですが、その分において、先ほど道端に木があるためになかなか雪が解けない、もしくは凍結が激しいという分について、じゃあ、その場合については、先ほど一番冒頭の説明がありましたように、それは個人の所有者に伐採してくださいとすることができるというような分がありましたので、この分について峰山砥峰線のような例とはまた別に扱うべきやと思っております。その中で、少しでも町の財政等も考慮していただく中で、9分の7は町が補助しますが、9分の2は所有者の負担で道路の管理を少しでも早くしたいというような形の中でのこの事業の進め方というんですか、この要綱の活用ができないかなというそういう部分での考え方もありますので、この辺の取り組みについてはどのように考えるかをお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 少しこの解釈の仕方がちょっと違うのかもしれませんが、繰り返しになります。人家裏山防災に関する事、そうでない事、その二通りに分けて物事を考えなければいけないというふうに考えております。したがって、人家裏山にある立木について非常に危険なので、何とか伐採をする、しかしながら、限度額が100万円という中であって現場を調査をすると、やはり10本程度というか、もう100万円をオーバーしてしまうんだというそういうことについては、何とか受益者のほうで対応していただければならぬだろうというふうに考えているわけでありまして。しかしながら、一番最初の質問の中にもございました、農林業特命参事のほうからも申し上げましたけども、平成30年度創設をした新たな事業でありますので、平成30年度の事業経過を見させていただいて精査をし、そして来年度に向けての取り組みというふうにさせていただければというふうに考えます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 今の制度は、補助要綱そのものが人家裏山防災に限定しているのはよくわかってます。そういう中で、今回見直しという分の中で質問をしとるわけなんですけど、必ずしも今の要綱そのものを見直すことによって全てがクリアできるようなには思っていないわけです。その中で特に私が心配しますのは、町が管理すべき分について、一定なかなか今の財政状況云々の中ではしにくい部分がありますので、こういう要綱というんですか、この分を使う中で住民の理解が得ていられないかなということだと思います。

この前の本会議で出てましたように、町全体の公共施設、特に道路関係なんかの管理については、当然草刈りなんかについては町が全てするんじゃなくして、地域の協力を求めていかなあかんという部分がありますので、その辺と、それからこういう補助要綱によって地域の不安を解消していくという部分の中での施策というんですか、そういうのをやっぱり考えていくという部分も私の今回の質問の趣旨の中に入ってますので、そういう部分についての考え方があれば、どのように考えておられるのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。三谷議員の御質問の趣旨は本当に痛いほどよくわかるわけでございます。今後のまちづくりの中で一番重要なのが、地域との協働ということだろうというふうに思っています。行政でしかできないこと、そしてまた、地域と行政が一緒になって行うべきこと、そしてまた、地域に任せていなくては財政としても成り立たないという、そういうことがあろうかと思えます。御指摘の危険木といいますか、道路の支障木という部分については、原則、道路管理者がしっかりと管理をしていくということが前提になってきます。そのことは道路沿いの除草対策についても同じだというふうに思っています。ただ、このことがしっかりと対応ができていない、できない状況にあるということも現実でございますので、これからの大きなまちづくりを進めていく上での課題かなというふうに受けとめております。貴重な御意見をしっかりと受けとめさせていただきながら、これからも集落、区長さんを中心に行政一体となってまちづくりに取り組んでまいりたいと思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 今、総括的な話も聞いたんですが、今までの答弁を聞いてますと、それぞれ地域振興課、また、建設課という分の中での少し縦割りというような答弁があったなと思うんですが、やっぱり地域に住んでいる人にしてみれば、それが農林の関係であろうと道路の関係であろうと、自分たちが快適というんですか、安心して暮らせるような状況を望まれておりますので、この今回の質問は先ほど来、道路関係の分が非常に中心になってしまいましたが、それについては、また道路管理という部分で別に考えるというような話もあったんですが、それは制度として、要綱としては別としても構わないんですが、全ての地域が、ましてや人口が減っている、高齢化が進んで

いるという地域について、やっぱり安心して暮らせるという部分の中でのいろんな政策の展開というんですか、そういうことをお願いする中で私のほうの質問を終わっていきたいと思うんですが、今後、今言いました町内のそういう非常に困っているという分の状況を十分認識していただく中で、それぞれの部署でそれぞれ連携をとってもらう中で私が今回質問した中の分についての対応をお願いしたいと思うんですが、その辺についての最終的な分の回答をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 三谷議員からは、私ども執行部の答弁がどうも縦割りのそういった縦のラインでの答弁というふうに受けとめられたようでございますが、決して私どもはそういった考えで進めているわけではございません。もともと人家裏山防災からスタートしたものでありまして、そういうふうな補助制度があるのであれば、こういった部分を何とかできないかというふうな意見の中で、一つ新たな考え方、負担を求められない管理者としての事業という、そういった目線で総合的に対応していかなければいけないことというふうに捉えておりますので、ぜひそのあたりは御理解をいただきたいというふうに思います。

おっしゃられるように、毎年5月から8月にかけて集落懇談会に回らせていただいております。去年の風台風によりまして、やはり危険木という部分についてはかなり集落からそういった御意見をいただいているわけでありまして。そういうところを受けとめて、より安心して住み続けられるまちづくりについて対応してまいりたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○議員（2番 三谷 克巳君） 以上で質問を終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で三谷克巳議員の一般質問は終わりました。

.....
○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩します。

午前11時45分休憩

.....
午前11時47分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

次に、7番、松山陽子議員を指名します。

松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 7番、松山でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

このたびの質問につきましては、避難所の環境整備と情報提供についてお伺いしたいと思います。

今年度は、7月、8月の2カ月で集中豪雨や台風の災害警戒による避難勧告が2度発令されました。そのたび、避難所開設の放送もされましたが、自主的な避難の行動をと

られた方が少なかったように思います。我が家は絶対大丈夫だと思っておられる方もあるでしょうが、避難所で長時間過ごすのに当たり何を持っていけばいいのか、どんな環境なのかなどのわからないこともいろいろあり、行動に移せなかった方も多いたと思います。

そこで、5つの項目についてお伺いしたいと思います。

まず1つ目につきましては、町開設の避難所や各区開設の避難所にはどのようなものが準備されているのか、また、長期間となった場合の対応はどのようになるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松山議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、私のほうから避難所開設の考え方などの防災の取り組みの状況を報告させていただいて、個別の課題につきましては各担当課長から御説明いたしますので、御理解よろしくお願いいたします。

災害対策基本法において市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村に係る防災に関する計画を作成し、実施する責務を有するとされておりまして、この中で市町村長は、災害が発生するおそれがある場合において、特に必要と認める地域の居住者に対し、避難勧告等を発令する権限が付与されています。しかし、避難勧告や避難指示が発令されたとしても、避難をしないことにより被害を受けるのは本人自身であることなどの理由により、この避難勧告等には強制力は伴っていません。これは、一人一人の命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っていることを示しているものであります。したがって、住民の生命、身体を保護するために行うべき市町村の責務は、住民一人一人が避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民は、これらの情報を参考にみずからの判断で避難行動をとることとなります。

従来の災害対策基本法においては、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなっていると指摘されています。このことを受けて、災害対策基本法が平成25年6月に改正され、翌平成26年4月1日に施行されました。改正内容は、市町村長による指定緊急避難場所及び指定避難所の指定制度を創設し、運用を開始したものです。昨年9月17日に兵庫県に上陸した台風18号では、神河町を直撃し、多くの被害が発生する可能性があるとの判断から、町として7カ所の指定緊急避難場所を開設しました。また、各集落へも早期時間帯からの指定緊急避難場所の開設を依頼し、多くの公民館等の指定緊急避難場所が開設されました。

早期時間帯での開設の狙いは2つあります。1つ目は、高齢者を含め多くの方がより安全に避難できるよう、明るい時間帯に避難場所を開設する必要があるためです。2つ目は、指定緊急避難場所は災害の種類ごとに立地条件や建物構造を勘案し、法律の趣旨

に沿って指定を行っていますので、災害の種類により指定できない地域からでも公共交通機関等を利用して安全に避難できるようにするためです。避難行動は生命を守る自主的な行動です。避難勧告等の発令後の避難は危険を伴う場合が多くなります。町としては、避難が必要な場所にお住まいの方が安全に自主避難できるように、可能な限り今後も明るい時間帯に指定緊急避難場所を開設してまいります。

以上、私のほうからの説明とさせていただきます、項目別に担当課長から答弁させていただきます。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。それでは、松山議員の御質問にお答えさせていただきます。

町開設の指定緊急避難場所には、主に、非常食としてアルファ化米や飲料水、及びその他の災害備蓄用品として簡易ベッド2台と毛布を20枚程度準備しております。各区開設の避難場所については、各区の自主防災組織主体で運営管理を一任しております。事前避難場所を開設されました区を中心に確認しましたところ、ほとんどの区では準備物を用意されておりませんでした。用意されている区の中では、準備物は、自主防災訓練時の余りましたアルファ化米とペットボトルのお茶でございます。

長期間の避難となった場合につきまして、町指定避難所で避難生活を過ごすこととなります。この場合、災害時の総合応援に関する協定を締結しております西播磨地域5市6町を初め、県等に応援要請を行うことで対応することとしております。また、町内民間事業者等と災害時における飲料水の提供に関する協定書、災害時における生活物資の確保に関する協定書等の災害時応援協定を結ぶなど、地域の中で共助、公助の連携が図れるように取り組んでおります。

以上、質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 松山です。一応避難所については、町開設避難所についてはアルファ化米とか簡易ベッド、それから飲料水とか毛布の備蓄品は用意されるということですか。

よく最近いろんなところで災害がありました。最近では北海道のほうで地震の災害があって、体育館とか公民館とかに避難されてる様子は映像で皆さん見ておられると思います。やはり体育館であれば板場に、そこに何かを敷いて横になっておられたり、椅子に座って時間を過ごされてると。その環境を見ると、やはり自分たちで何を持っていったらいいのかと。痛いところで寝るということになると、布団のかわりになるようなものもやはり自分で持っていけないといけないものなのか、それが準備してあるものなのか、そういったことも含めて皆さん、荷物はどうしたらいいのかと思いながら、ただ、行動に移せない方もいらっしゃるし、それから移動するに当たって車に積めれるものがあれば積んでということで、毛布とかいろいろなものも積んで避難されるというふ

うな行動をとろうとされる方もいらっしゃるかと思います。その中で、やはり身一つでも大丈夫だとか、それから、その災害の状況によりますけれども、時間の余裕があるとするなら、どれだけのものを持っていったらいいのかということも含めて、やはり皆さんに知っておいていただくとかいろいろと考えていただくいい機会ではないかなというふうに思います。

例えば、毛布20枚ほどありますということなのですが、それはかけるものとして使っているのか、それから敷布団のかわりになるようなものがあるのかどうなのか、それから長期間となった場合には、やはりプライバシーの問題があって段ボールで囲いをしておられる風景も見たことがあります。長期間となったときにそういった対応をするのは、協定を組んでおられる市町村、それから県のほうから援助があるということなのですが、そういったものについても素早く対応していただけるような体制がとれているのかということもちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。お答えいたします。

今、議員様がおっしゃられたのは、主に、災害が大きくて一時的に緊急避難場所から出られて避難生活を送られる避難所での生活の想定のお話かと思います。現在のところ神河町においては、まだそのような避難所生活での運用は実態としてはございません。今現在開いておりますのは、危険性が高まるので、明るいうちに避難していただくということでの事前緊急避難場所を開設して、そちらに一時的に避難していただいているというのが実情でございます。ですからその場合は、余裕があれば持ち出し品等を持ってこられる場合もございますが、基本は自分の命は身一つで守っていただくということで、そういう布団とか毛布とかを持ってきていただく必要はございません。

また、長期の生活になります避難所生活の中では、御指摘のように、プライバシーの確保と、また、そういうストレス等が顕在化してまいりますので、回答で申しましたように、協定を結んでおります自治体と、また、民間事業者等の協力を得て、毛布等そのような必要な備品を応援要請するというものでございます。あくまでも今現在は緊急避難の対応が主でございまして、主に一晩だけの利用にとどまっております。

配布しております毛布につきましては、その一晩の生活の中で床に敷いていただいて、敷き毛布と、また、上からかける毛布と使い分けていただいてもよろしいですし、また、不足するようであれば町のほうから配達させていただきます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、午前中に引き続き松山陽子議員の一般質問を続けていきます。

松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 松山です。ちょっと頭の整理をさせていただくのにお伺いしたいと思います。

答弁の中にもありました指定緊急避難所と、それから指定避難所の違いについてお伺いしたいと思います。

それから、各集会所ですね、それに開設していただいた場所においても指定緊急避難所という言葉だったと思いますので、その役割とか、そのこのところも含めての名前の違いかと思うんですが、それを教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。それでは、お答えいたします。

まず、指定緊急避難場所と指定避難所の違いでございますが、指定緊急避難場所につきましては、切迫した災害が起こる可能性の危険性から逃れるための緊急的な避難場所でございます。もう一方、指定避難所につきましては、災害が起きて避難した住民等の方を災害の危険性がなくなるまで一定期間、必要な間、滞在していただき、また、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在していただく施設の 차이でございます。ですから指定緊急避難場所は一時的な緊急の場所でございます。一方、指定避難所はある程度長期間の生活していただく場所となります。

もう1点、あと、各集会所、公民館等の指定緊急避難場所の位置づけでございますが、町の公共施設とあわせて、各区公民館も立地条件等を勘案しながらそれぞれ指定緊急避難場所に指定させていただいております。ただ、この立地条件といいますと、増水の場合の浸水区域とか、また、土砂崩れ等そのような立地条件が個々に違いますので、そのような施設に一時的に避難していただいた場合に到来する災害が発生して、その区の集会所等に滞在していることが危険な場合は、町のその立地条件に対応した指定の緊急避難場所に移動していただくことも時系列的には想定されます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 松山です。それでは、切迫した危険性のあるところから逃れるということであるので、集落の集会所も緊急指定避難所ではあると。ただ、一定期間滞在していただくというんですか、そういった場合については指定避難所となって、それは町が開設されるというふうに考えさせていただくとすると、それは集会所はそれには当てはまらないということと考えるとよろしいのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたように、町の公民館、集会所等は、生活を一定期間していただくための指定避難所としては指定しておりません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） わかりました。それによって住民の方がどこへどう移動していくとか避難をしていったらいいのかというのは、各自で判断していただくのか、それについては町のほうも情報提供して誘導していただくということがしていただけるものだと思います。

それと、もう一つ、それに伴いまして、移動っていうんか、避難をする手段なんですけれども、できれば公共交通機関を利用してということで町長からの答弁があったかと思うんですが、その公共的な交通機関を利用するっていうことは神河町にとってはなかなか難しいと思うんですけれども、そういう場合にはどういう対応ができるのか、どういうふうに対応すればいいのか、考えを教えてくださいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。今、議員がおっしゃられるように、なかなか公共交通機関としておりますが、利用が難しいことも想定されます。このたびの7月の西日本豪雨の際には、ある程度人数の制限もございましたが、洲区の方の移動手段としまして町のほうからそういう公用車を派遣した実績がございます。また、今後におきまして台風等、事前に接近されることが明らかな場合等につきましては、そういうバスの手配をするとか、そこら辺はその状況に応じて考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 人数が少ない場合の避難でしたら車数台で対応はできるかと思っておりますけれども、やはりたくさんの方に避難していただかないといけない緊急性があるということとするなら、やはり共助といいますか、自主防災とか近所の方の力をかりて一緒に移動するということにもなるかと思っております。そういうときについては、もうやはり各自の車、できるだけ少ないほうがいいのかもしれませんが、各自の車を利用していただいて、皆さん誘い合って避難していただくということが一番スムーズにいうか、早く避難していただけることではないかなというふうに思います。そこらのところについて、安全性も確保していかないといけないし、道の状況、道路の状況によっては危険性もあるということなんでしょうけれども、そこらの情報については、事細かく皆さんにお知らせしていただくという方法で安全な避難方法というのをまたできるだけ早く考えていっていただきたいと思っております。

済みません、ちょっと時間の関係がありますので、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問につきましては、避難所における暑さ、寒さ対策や空調設備はどういうふうになってるのか、それについて教えてくださいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。お答えさせていただきます。

現在、町が指定しております指定緊急避難場所の中で空調設備が完全に整っている施設は、センター長谷を除いてほかにはございません。避難者数が少ない場合におきましては、神崎小学校と寺前小学校におきまして学童ルームを使用することが可能ですので、その場合は空調設備が整っております。しかし、大人数になり、体育館のフロアを利用する場合は空調設備がありません。今後、体育館フロアに空調設備を整備するとなりますと、設置や保守のコストがかなり必要なことから、現時点では対応は難しいと考えております。ただし、長期の避難が想定される場合には、スポットクーラーや扇風機など、でき得る対応が必要と考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 松山です。どうしても避難所ということになると、体育館とか大きなところということになりますと、やはり冷暖房がきいていないという状況です。ことしのような猛暑もしくは冬であるとするなら、物すごい寒さの中で体育館での生活っていうのは、やはり身体的にも精神的にも厳しい状況になるかと思えます。そういった場合なんですけれども、児童ルームを利用するという方法もあると。それは一つかと思えますが、例えば神崎の支庁舎とか保健福祉センターであるとかケーブルテレビの局舎であるとか、そういったところの利用というのは無理なものなんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。今、議員が提案されましたそのような庁舎等につきましては、また今後、検討課題とさせていただきますと思います。ただ、時間帯によりましては、執務時間等、また、そういう来客の方の対応等もでございますので、そこら辺、調査研究してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。全体的には田中特命の回答させていただいたとおりなんです。大きく二通りに分けて考えております。一時的に避難する場合は、今指定してる、空調がなくても、とりあえず逃げることですから、その場所を使っただくということが第一原則です。これが長期間避難生活が続くと、どれぐらいの人数規模でどれぐらいの期間というふうなことが見込めるような状況になりますと、今おっしゃっていたいろんな施設が視野に入ってきます。基本的には、通常、行政部門のところは行政としての執行するべき業務がありますので、そちらでないところを使っていくというふうなところが基本的な考えになります。ですから、短期、一時的な部分と長期というふうに分けて考えていくということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 一般業務に支障があってはけませんけれども、やはり

緊急事態ということですので、例えば何かの行事があって大きな部屋を使うということがあったとしても、そこらのほうで何を優先するかということでやはり検討しながら施設を利用して、住民の方の体調管理ができるような環境というところで避難して生活をしていただくという方法をできるだけとっていただきたいというふうに思います。

それから、次に移らせていただきます。支援が必要な方の避難対応についてはどのように対応されてるのか、また、どのように今後考えようとしておられるのか、教えてくださいたいと思います。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、松山議員の御質問についてお答えをいたします。

神河町では、災害時等に備え、避難行動要支援者名簿を作成しております。これは、本人申請はもとより、各民生委員、ケアマネジャー等に御協力をいただき、現在340名の方が登録をされておられます。この名簿は、民生委員と民生委員がおられない地区につきましては民生協力児童委員、また、各地区の自主防災のリーダー、各消防団の代表がそれぞれ管理をされており、災害時もしくは災害のおそれがある場合に、この名簿をもとに避難の声かけや誘導をしていただいております。また、介護度が高い方については、担当ケアマネジャーからも声かけをしていただき、福祉施設でのショートステイに、また、在宅酸素療法など医療依存度が高い方については公立神崎総合病院へ短期入院につなげております。

7月6日から7日にかけての台風7号については、福祉施設で緊急ショートステイを利用された方が4名ありました。また、8月23から24にかけての台風20号においては、緊急ショートステイを利用された方は7名ございました。9月4日の台風21号については、昼間であったこともあり、福祉施設への緊急ショートステイの利用はございませんでした。

なお、各避難所に避難された方の中で、身体状況等により他の施設での対応が必要と思われる方につきましては、健康福祉課に御連絡をいただければ神崎支庁舎や福祉施設のほうへの移送も行っております。実際、台風20号の際、神崎小学校の先ほど田中参事が言いました学童ルームですか、そちらのほうを避難所にされてたんですけども、2階であったということがありまして、その方は車椅子の利用であったということから、町の指定避難所ではございませんが、神崎支庁舎の健康学習室に簡易ベッドとプライベートを保つためのパーティションを用意し、一晩ゆっくりと休んでいただいたという実例もございます。また、11月の4日に越知谷ブロックで実施をされます防災訓練、その中で、実際に要支援者の方に御協力をいただいて福祉避難所への誘導訓練を行う計画を今立てております。各区長様に御協議をさせていただいて順次進めるという予定をしております。

以上、松山議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 介助なり支援が必要な方の避難については、今度の越知谷ブロックでも実際に訓練をされるということなんですが、その方それぞれの体調なり、そういった御不自由な状況がいろいろあるかと思うんですが、そういった避難誘導っていうんですか、外に連れ出されるに当たっての車椅子の使い方とか、例えば2階へ寝ておられて、一般の方のおうちでしたら、エレベーターがないとかそういったときに、階段をどのようにして連れておられるかとか段差のあるところの家の外へどうやって介助して連れ出すかとか、そういった具体的な支援が必要な方の支援方法っていうんですか、そういったことについては事前に訓練というか、講習会等をされる予定としておられるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。11月4日の越知谷ブロックで実施します防災訓練の中で、各区長さん方にもお話をさせていただいたんですけども、寝たきりの方が避難される場合に、なかなかストレッチャーというものがないというところで、例えば敷布団の4人が端を持って敷布団をストレッチャーがわりに、担架がわりに運ぶというような訓練が必要な場合は、またそのような講習もさせていただきますとか、あと、車椅子を押すということについても、やはり車椅子の運転を安全に行うという講習のほうも社会福祉協議会とか、あと、ケアステーションのほうで講師という形でも訓練はさせていただきますということでお話をさせていただいてます。実際どのような方が今回御協力をしていただくかどうかわかりませんが、事前に10月に入ったら打合会をさせていただきますので、そこで、またどのような方が御協力をしていただくかということも踏まえて、実際どのような形で移送ができるかということも順次協議をしていきたいというふうに思っています。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 松山です。訓練については、各ブロックという形なのか、地域によって1年ごとに持ち回って訓練されるかと思います。でもそれを一巡するまでは、ちょっといつ大きな災害が起きて、体の不自由な方を地域の方、御近所の方が手助けをして連れ出すかということがいつの場面で起こるかわかりません。ですから、その災害の訓練を機会として町内の皆さんとか消防団の皆さんに訓練していただくとか、何かの機会が必要ではないかなというふうに思います。

それで、皆さんを一堂に集めてとか各集落を回って指導するというのがもし無理とするなら、作業療法士とかリハビリの先生とか、それとかヘルパー、いろんな方、専門家がいらっしゃいます。そういった人たちの基礎的な動作なり、そういったことをしていただいてケーブルテレビで映し、それを放映して皆さんに極力見ていただくと。消防団の方にとっても、時間をとっていただくというのが無理とするなら、ケーブルテレビで定期的にもそういった場面を見ていただくとか、それを見た上で、各地域なり自主防

災もしくは協議体ですか、そういったところでもそれを生かして実際にやってみていただくとか、そういった訓練というふうなことを今のうちからしていく必要があるのではないかというふうに思うんですけれども、これについてはどうでしょうか。実施ができそうでしょうか、無理でしょうか、教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。ありがとうございます。本当にケーブルテレビなんかで実践の状況を映して、こういうふうにしたらできますよというのは、いい案だというふうに思っています。

あと、担当課ではないんですけども、自主防災の総会とか研修会があると思います。そちらのほうで各集落から来ていただきますので、可能かどうかわかりませんが、実践的なそういう講習会的なこともできて、それを持って帰って集落のほうで広めてもらうというのもまた一つの方法かというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 松山です。それから、避難された方、高齢者であったり、障害者であったり、お体の不自由な方については、その状況によってショートステイを利用された経過もあるということなんですが、ショートステイについても施設側の受け入れ体制がどこまであるか、もしくは入所されてる方のプラスアルファですから、やはり10人以上は無理ですよとか人数制限もあろうかと思います。そういったときに、例えば、その御不自由な方ばかりを神崎支庁舎かどこかで集まっていただいて、保健師さんとかヘルパーさんとか、いろんな方の協力を得ながらそこで何日間かお世話するっていうことが、前はちょっとお一人ですかね、あったようには説明されましたけれども、その体制づくりとして、いろんな経験を生かしての臨時的な福祉避難所という、そういった場所も設定されることは可能かどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。現在、神河町のほうで福祉避難所、うぐいす荘が受け入れ可能人数が10名、それからあやめ苑も10名、老健かみかわが5名、さくら介護センターが5名、あと、医療のほうで神崎総合病院のほうで10名ということで、一応40名受け入れ可能というふうに聞いてます。ただ、それをオーバーするとか、なかなか施設のほうもいっぱいということになりますと、神崎支庁舎というのも一つの案かと思います。ただ、神崎のほうに来ていただいたとしても、保健師のほうでそれぞれの各集落の避難所のほうの健康管理という形で出てしまう可能性もありますが、でき得る限り支庁舎のほうも、トイレのほうも多目的のトイレもありますし、職員もおるということで、可能な限りそういう形で受け入れはできるであろうというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 松山です。この災害の対応というか、防災については、神河町地域防災計画ですか、平成26年の3月に多分策定されたのではないかなと思うんですが、そこには事細かく書かれてあります。ただ、それが6年ほどたって今現在もそれが可能なのか、そういう体制がとれるのかどうなのか、そういったこともやはりちょっと検証していただかないといけないのではないかなと思うんです。200か300ページにも及ぶような大きな計画をつくっておられますので、それが有効に活用されるように再度検証していただいて、防災に備えていただきたいというふうに思います。ですから、その中には、災害時の要支援者の対策として専用の施設を開設し、ヘルパー、ボランティア等の介助の体制を整備するというのもちょっと書かれてあったりもしますので、そういったことも含めてもう一度見ていただいて、これに沿ってできるものなのかどうなのか検証していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

4番目に、自主防災の備蓄品との兼ね合いについてはどのようなものになっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。それでは、松山議員の質問にお答えさせていただきます。

自主防災組織の備蓄品は、発電機、投光器、延長コード、水中ポンプ、水中ポンプ用ホース、ビニールシート、ロープ等でございます。主に水防活動に使用する機材が中心となっています。町が備蓄しております水防活動用の資材は、土のう袋8,400枚、なわ16巻、くい450本、番線100本、ロープ210本、掛矢20丁等でございます。（「1,000本」と呼ぶ者あり）失礼しました、番線1,000本でございます。

消防団から資材の貸し出し対応に応じる想定としております。区から要望がございましたら、消防団と調整し、対応させていただきます。また、指定緊急避難場所を開設された区から食事や毛布の要請があれば、町からアルファ化米や毛布を配達させていただきます。配達させていただいたケースとして、本年8月23日の台風20号接近時に中村区へアルファ化米を20食配達しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 松山です。この自主防災の備蓄品ということで今、参事のほうから説明がありました分については、役場、寺前のほうの自主防災の倉庫にあるものと考えさせていただいたらいいのかなのか。

各ブロックといいますか、校区というんですか、例えばセンター長谷のところの駐車場の横に自主防災の倉庫があります。その中の備品とかについては、自主防災組織立ち上げられたときに各倉庫に何をどれだけというふうな形で配分して設置されてたかと思うんですが、その管理状況といいますか、誰が管理しておられるのか、それから、もしなくなったものがあるとするなら誰が補充されるのか、言ったら自主防災の組織の中

のことではあるんですけれども、そこらについての責任というんですか、そういったところの状況について教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。お答えさせていただきます。

今、松山議員がおっしゃられた役場裏手にあります防災倉庫とか中学校、また、神崎支庁舎の備蓄品につきましては、町の水防活動の資材を収納しているところでございます。また、もう一方、センター長谷等、言われたそちらの備蓄品につきましては、神崎エリアでは各区の公民館等に置かれておりますそういった簡易倉庫の中の備蓄品と同様、自主防災組織の中の予算でそれぞれ整備させていただいたものでございます。その中で、水防活動等で使われた場合におきましては、主には土のう袋等、町のほうから各自主防のほうに要請があれば支給、追加配布いたしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） それでは、自主防災の倉庫としてそこに備品として置いておられる分の補充については、町のほうがされるということによろしいのでしょうか。それとも自主防災へ補助をなされた中でのそれを賄うというものなのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。お答えいたします。

自主防活動の中で不足した資材の予算のあり方でございますが、議員がおっしゃられた後段のほうの、町からの予算で自主防組織に補助金を出した中の予算の一環として対応しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） その自主防災の倉庫の中にある備品については、それぞれの地域の自主防災組織の中で自主的に使われるというものではあるかと思いますが、なかなかそれを使うところまで大きな災害もなく済んでいるのはいいことではあるかと思いますが、やはり定期的なチェックについては、またそれぞれの組織のほうにちょっと声かけをしておいていただきたいというふうに思います。

それでは、5番目の質問につきましては、避難所の環境についてや、各自で用意しておくべきものなどの周知と情報提供の方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。それでは、松山議員の質問にお答えさせていただきます。

この周知等につきましては、これまでの住民生活課の説明会において、指定緊急避難場所の環境や異常時の持ち出し品等の情報提供を行ってまいりました。また、昨年6月

末に全戸配布させていただきました防災ハザードマップにも非常時持ち出し品として記載しております。また、直近では、広報かみかわ7月号におきまして災害対応の特集記事の中で非常持ち出し品リストを記載しております。具体的には、非常食、飲料水、懐中電灯、軍手、ラジオ、電池、貴重品、タオル、薬、救急セット、ライター、マッチ、ティッシュ、紙おむつ等でございます。今後におきまして、非常持ち出し品リストや避難グッズの情報提供を町のホームページ、広報かみかわ、ケーブルテレビ文字放送、自主防災かみかわの総会や関係会議等によりさらに啓発活動を行ってまいります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 広報とかハザードマップのところに掲載されておられるんですけども、やはり関心を持たれないと目にはとまりません。ですから、できるだけ、しつこいと言われるぐらいに告知放送なり、それからケーブルテレビの文字放送なりで周知はしていただきたいと思うんですが、このたび北海道の地震のときに住民の方から、まさか自分たちがこういうことになるとは思っていなかったということで、日ごろの準備というか、そういったことが大切だったというふうなことについては、テレビを見ておられる方はやはりよくよく感じておられる今かと思います。

ただ、やはり持ち出せる荷物の大きさとか、それによってはどれだけのものが必要なのかなというのを悩まれるとこだと思います。家で生活するにしても、例えば、めったにないことですが、水道、電気がとまったときのための準備しておくべきもの、家で停電になったときに必要とするものは1カ所にまとめておくとか、外へ避難しないといけないときには一つの袋にまとめて置いておく。それを家族分置いておくとか、そういったことが日ごろから準備できてるかどうかによっては、避難された後の生活にも違ってくるんだというふうなことをやはりこの機会に十分に皆さんにお知らせしていただきたいと思います。

それと、今回、避難勧告されたときには、その放送内容としましては、どこそこの避難場所を開設しましたということで、皆さん、自主的に避難くださいというような内容だったかと思いますが、そのときに、こういったものを避難場所には準備しております、しかし、皆さんにおかれましては、できるだけこういったものも用意して避難してくださいとか、避難するときのその背中を押すような、どういうんですか、安心もしながら避難できるそういった状況づくりのためにも、情報提供、告知放送を有効に活用して皆さんに行動を起こしていただくというふうなことに持って行っていただきたいと思います。いろんなものに賞味期限があったりしますし、そういったとこの再点検、そういったこともある時期促していただくとか、それとか、子供を対象にしてそういったものを活用しての遊びながら防災を学ぶとか、そういったことも含めて日ごろに準備しておくものの大切さというの、またある場面で教育にも生かしていただきたいと思いますが、それについて御意見があればお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。お答えいたします。

放送、周知のやり方等につきましては、議員がおっしゃるように、なかなか関心がないと目につかないということがございますので、しつこく何回もタイミングを見ながらやってまいります。また、放送時に、準備品の指定緊急避難場所を用意しているものこととか、また、住民様に持ち出し品のことにつきましては、今後そのように放送に取り入れる等、取り組んでまいりたいと思います。

また、賞味期限が切れるそういうアルファ化米とかそういった資材につきましては、自主防災かみかわ等の訓練されるエリアで有効に利用していただいたり、また、健康福祉課での乳幼児のお母様の教育の場で、そういう資材を提供したりして有効に活用していただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 災害に対するこの対応、そしてまた、啓蒙活動という点で松山議員のほうからさまざまな御意見をいただいているわけでございます。きょうの一般質問の中でも、他の議員からも御意見いただいたところではございますが、私ども行政マンとして、このそれぞれのセクションでプロ意識を持って、そして御意見をいただいたからそれをやっていくんだということではなくて、それは当然のこととして今後に生かしていくこととあわせて、最新の情報収集に努めて、また、ほかの自治体の先進事例も十分取り入れていきながら、住民にとって安全・安心な水防活動、防災活動、そういったことに専念してまいりたいというふうに考えるところでございます。

神河町、何も自慢をするわけではございませんが、このたびの7月、西日本豪雨のときも、神河町はトータル雨量700ミリということでありましたし、1日最大雨量が355ミリやったと思います。時間最大が60ミリというふうな中で、そこまで降って、確かに山、そして井堰、農地、道路、それぞれ特に大河内エリアを中心に被害が発生をしたところではございますが、700ミリ降って、でも人家に大きな被害、そしてまた、人命に影響、けが人が出る、そういった災害には至ってないというのが神河町の実情でございます。過去にも豪雨によりまして越知川が氾濫するという、床下浸水も大変な被害が出たわけではございますが、けが人が出るというふうなところまでは至っていないということでもあります。300ミリ降って、そして大変な被害が発生をしているという全国的な状況も見ますと、神河町は山間部に位置してる、勾配があるということもあろうかと思いますが、水に対しては比較的強い地域ではないかなというふうに感じているところでございます。そういったところもPRをしながら、だからといって油断せず今後の防災対策を進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 本当にほかの近隣市町が大きな災害があっても、神河町

はさほどの災害もなく今まで助かっております。自然に守られた神河町かなというふうに思いますので、やはり大切に守っていかないといけないものだというふうに思います。

次に、質問を移らせていただきます。

大きな2番目としまして、消防団活動の後押し支援について。

火災等の消火活動や水防指令発令等の際のパトロールや避難誘導など、町民の命や財産を守るために活動くださっている消防団員の方々には本当に感謝しかありません。しかし、その活動も、団員の皆さんのとうといボランティア精神だけで成り立っているのではなく、御家族の理解と協力はもちろんのこと、会社や職場の理解と協力がなければ活動を続けることは難しいと考えます。そこで、町として、消防団員の方が働いておられる企業に対し、協力していただいていることへの感謝の気持ちを、企業としてメリットとなるような何かの形であらわすことを考えられてはいかがでしょうかと思います。町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松山議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成20年度から25年度の神河町消防初出式、入退団式において、消防協力者賞として5事業所に感謝状を贈呈し、感謝の気持ちをお伝えしてまいりました。この制度は、消防団員である勤務者を雇用し、勤務者が憂いなく消防団活動を行える環境を整備しており、かつ勤務者が就業期間中に消防団活動を行った実績のある事業所に対して兵庫県知事表彰として感謝状を贈呈する制度であります。

企業としてメリットとなるような形という提案については、消防初出式、入退団式において感謝の気持ちをお伝えし、披露することで事業所の社会貢献、信頼性が向上すること等、名誉なこととしている現在のスタイルをとらせていただきたいと考えています。今後において、この制度を有効に活用していき、消防団活動に協力していただいている事業所に感謝の気持ちをあらわしてまいります。

以上、松山議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 今現在、消防団の方が出動してくださったときには、出勤証明書ですか、そういったものを発行していただいて会社に持っていかれるというふうには聞いております。ただ、それが気持ちよく受け取っていただける場合と、それはどうなのだというふうに冷たく声が返ってくる場合もあるというふうに聞いておりますので、やはり何か事業所なりがその後押しをしていただけるような体制っていうのが、今、町長が言われました感謝状、今まで何年か贈っておられた、それをまた継続していただくということも一つかと思えますし、例えばですけれども、町の広報紙に、そういった協力してくださってる企業っていうか、会社なり、それから個人のお店だったりする方の広告というのは無理かもしれませんが、協力してくださってる方の会社ですとい

うような、そういった名前、記事を年に2回ほどでも出してくだされれば、何かちょっと気持ちとしても、協力してることに意義があるのかな、町民の方にメリットもあって、何か気持ちをこちらのほうに向けていただけるかなというふうな感じで企業のほうもプラスに考えていただけるのではないかなと思うんですけども、それに対してはいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。今、御提案のありました町広報紙に載せることにつきましては、今後、研究してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 時間がないようです。これで終わりたいと思いますけれども、やはり町民の方、住民の方の命を守ってくださってる消防団員の皆様の活動がこれ以上停滞しないように、また、団員の方がふえる対策を頑張って練っていただきたいというふうに思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 以上で松山陽子議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。あすから9月26日まで休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、あすから9月26日まで休会と決定しました。

次の本会議は、9月27日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後1時46分散会
